

日米安全保障条約等特別委員會議録 第二十号

昭和三十五年四月十九日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事岩本 信行君

理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君

理事椎熊 三郎君 理事西村 力弥君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 天野 光晴君

池田正之輔君 石坂 繁君

鍛冶 良作君 加藤 精三君

嶋田 宗一君 賀屋 興宣君

小林 錦君 田中 榮一君

田中 正巳君 床次 徳二君

服部 安司君 福家 俊一君

古井 喜實君 保科善四郎君

毛利 松平君 山下 春江君

飛島田一雄君 石橋 政嗣君

井手 以誠君 岡田 春夫君

黒山 壽男君 流井 義高君

戸叶 里子君 中井徳次郎君

穂積 七郎君 森島 守人君

瀧路 節雄君 受田 新吉君

大貫 大八君 堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛政務次官 小幡 治和君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

防衛庁参事官 山下 武利君
(経理局長)
調達庁長官 丸山 信君
外務政務次官 小林 絹治君
外務事務官 下田 武三君
(大臣官房審議官)
外務事務官 森 治樹君
(アメリカ局長)
外務事務官 高橋 通敏君
(条約局長)
委員外の出席者 佐藤 敏人君
専門員

四月十九日
委員田中勉男君及び成田知巳君辭任につき、その補欠として流井義高君及び井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

午後零時二十四分開議
○小澤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
○飛島田委員 先般、私は、事前協議の秘密性、さらには、時代錯誤と申しましたが、そういったものについて質疑をいたして参りました。続いて、核装備に関する事前協議について伺いかけるところで終わりました。最後に藤山外相は、事前協議の対象となるべき核装備は、核弾頭、長中距離のミサイル、そしてミサイル基地の建設、こういうふうに御説明になりましたし、さらに加藤局長は、これに付加をいたします。

○加藤(防)政府委員 核兵器のことでございますが、一番典型的なものは爆弾であろうと思ひます。核爆弾ということになりますと、これは飛行機で運ぶ、飛行機は、核爆弾のみならず、普通爆弾も運べるわけでございます。ミサイルの方になりますと、誘導弾、誘導弾でございまして、誘導弾は誘導弾でございまして、これはいろいろな弾頭がつけられるわけでございまして。ただし、先般外務大臣がおっしゃいましたように、ICBMとかIRBMとかいうふうなものになりますと、その経済性を考え、また、その精度を考えますと、私どもは、核弾頭をつけないで、普通の弾頭をICBMやIRBM、こういうものにつけるといふことは考えられない、まあ、アトラスとかタイタンとかTの2とかTの3とか、いろいろございまして、こういうふうなものは、運搬道具と一体となつて、弾頭には核をつけるもの、核兵器、核弾頭を運搬すること以外には常識上考えられないものだ、こういうものは弾頭と運搬するものと一語にいたしまして、核兵器というふうに見ることが適當であろう、こういう趣旨を申し上げたわけでございまして。

○飛島田委員 今のうちに、事前協議において核兵器を持ち込まないと總理が言われる場合のいわゆる核運搬用具、こういうものについて、専用であるか専用でないかというそのものの自体から論ずるやり方は、核兵器を持ち込まないという前提に矛盾をするのではないだろうか、むしろ、かりに核弾頭もつけられるし、一般爆弾もつけられるという併用のものであったとしても、それを使う使用者の意図、こういう点から考えていかなければ、事前協議の目的を達することは不可能ではないだろうか、こう私は思われるわけですが。藤山さんは、長中距離とおっしゃったのですが、現に、沖繩に配置をせられておりますナイキ・ハーキュリーズは中距離ではございせん。短距離です。しかし、これにも明らかに核弾頭がつけられ、このつけられたものを現に装備しておる、こういう実情であります。これは沖繩の話でありまして、使用する使用者の意図というものを考えずに、問題を形式的にきめていきますと、ナイキ・ハーキュリーズが日本に入ってくるということをも否定できないじゃないですか。そういう、それは当然核弾頭がつく、こういうことになるのであります。専用という形式的な問題で規定をせずに、持ち込む人の意図、そしてその可能性という問題、この可能性に重点を置いて事前協議の対象を定めていかないと、大へんなことになるのではないだろうか、こう私は思うのですが、總理大臣、いかがでしょうか。

○藤山國務大臣 核弾頭は、いかなる場合でも、たとえどんな短い期間の場合でもありまして、むしろ、事前協議の対象になるわけでありまして。長中距離のミサイル、これも短い期間でも事前協議の対象になります。われわれはそれで十分だと思っております。

○飛鳥田委員 先日藤山さんは、核弾頭の持ち込み、運搬用具としての中長距離ミサイルの持ち込み、ミサイル基地の建設、こういうふうな非常に整理してお答えになったと思うのですが、今度は短距離のものも入るとおつけ加えになるのですか。

○藤山國務大臣 先ほど申し上げましたように、先般申し上げたのと同じでございます。核弾頭はいかなる種類のものでも、これはむしろ事前協議の対象になります。それから、運搬用具としての中長距離ミサイル、これも、いかなる短期間であろうと、事前協議の対象になるわけでございます。そのほかに、ミサイル基地の構築と申しますか、それが事前協議の対象になるわけでございます。先般申し上げたと全く同じでございます。

○飛鳥田委員 なお、念を押します。飛鳥田委員、核運搬能力を持つている飛行機というものは、全然その対象にならないのですか。

○藤山國務大臣 飛行機は対象になりません。

○飛鳥田委員 そういたしますと、アメリカが今持っている核戦略の主要な部分というのは、完全に対象外になってしまふのじゃないだろうか。現に、昨年の四月二十三日から二カ月間行なわれた米上院外交委員会、この秘密公聴会の中で、六月二十日であつ

たと思いますが、フェルト太平洋統合司令官は証言台に立たれてまして、一、在日第五空軍とフィリピン駐在の第三空軍は、それぞれ核兵器運搬能力を保持している、こういうふうな証言をなされたのであります。さらに、二、全面戦争が起った場合、太平洋軍は重要な役割を果たすことができる、すなわち、全面戦争が起った場合には、この第五空軍と第三空軍は重要な役割を果たすことができる、すなわち、核運搬能力を最大限度に発揮する力を持つ、こういう証言をなすっておるわけですから、そういう証言をなす、この日本には第五空軍が駐在している、こういうことになりまして、すると、核兵器を持ち込ませないとおっしゃって、空軍を事前協議の対象から除外してしまふと、現実にはじわじわ能力ができて、そして、もうあとはたまをひょっと運んでくればいいだけの状態ができて上がってしまう、そこまでの能力は黙っていらつしやるのですか。私は、核兵器攻撃を行なう手段として第五空軍が日本に存在している以上、これについても当然あなた方は事前協議の対象となさるべき責任があるのじゃないだろうか、もし、そうでないとおっしゃるならば、核装備に関する事前協議というものは、ほとんど無内容な、ナセンスなものになってしまふ、おそれがある、こう考えないわけにいかないわけですね。フェルト太平洋、統合司令官が、第五空軍は核運搬能力を備えている、こういうことをはっきり証言せられておりました、なおかつ、今の御答弁をなさるわけですか。

○藤山國務大臣 運搬能力がありまして、核装備をしないということであ

りますれば、ミサイルとして普通の――普通のと申しますとあれですが、普通のミサイル、核弾頭をつけないミサイル、従いまして、そういうものは事前協議の対象にする必要はないと思ひます。核弾頭を持ち込みますときには、当然事前協議の対象になるわけでございます。

○飛鳥田委員 事実をよくお調べの上で一つお答えをいただくことが望ましい、こう私は思ひます。私は、何もミサイルの話は今はいたしておりません。第五空軍の核運搬能力ということをお申し上げておつたつもりです。今外相のお答えのようなことでありますと、全然アメリカのSAC、すなわち、戦略空軍の活動というものは事前協議の対象にならないことにならざるを得ない。なるほど運搬能力はある、しかし、たまたまこの日本内地にはない、いかに、内地へ持ち込むときには相談をする、こうおっしゃるのですが、そういうことは、現代の戦争の実態を御存じないから言えるのではないかと、アジアで核弾頭の貯蔵してあるところはどこどこか御存じでしょうか。

○藤山國務大臣 存じておりません。

○飛鳥田委員 よく一つ日本の新聞をお読みいただきたいと思ひます。今から約三年半、四年くらい前かと思ひますが、アメリカの国防省の正式発表が新聞に載つておりました。それによりますと、グアム島には原爆の貯蔵庫が完成をした、こう書いてあります。グアム島はアメリカ領です。しかし、このグアム島から日本に向かって輸送をいたします場合に、わずか一時間二十分くらいで到着をするのです。一時間二十分です。

は置いてあり、そうして、現にこの日本に駐屯をしている米空軍は核運搬能力を持つていて、こういうことであります。補給、こういうものに当然なつてしまふでしょう、また、前にたしか参議院でお答えになったと思ひます。が、核兵器を積んで日本にちよつと寄航をするだけならば、これは事前協議の対象にならぬとおっしゃつた。グアム島から一時間二十分、これはおそい飛行機です。マッハ2クラスの飛行機で飛べばもっと早いでしょう。一時間二十分にしてちよつと米、積みかえて飛び上がる、こういう形にすれば、ほとんど核装備の事前協議は不可能になつてしまふ。こういう事実の上に立つてお考えをいただきたい、こう考へるわけですね。現にこの日本では、アメリカ空軍自身がその練習をしている、じゃありませんか。こういう点についてどうお考えでしょうか。

○藤山國務大臣 近いか遠いかというところが問題でなくて、核弾頭を持ち込むということが問題なのであります。従いまして、持ち込む場合には必ず事前協議をいたすわけでございます。先ほど申し上げましたように、核弾頭を持って参ります場合には、どんな短い期間でも事前協議の対象になるわけでございます。

○飛鳥田委員 水戸の那珂湊の訓練場にぜひ行ってごらんになることをお勧めいたします。ここはアメリカ空軍がやつております練習は、いわゆるトス・ボミングというやり方でありまして、トス・ボミングという訓練は原爆投下にだけ使う訓練であります。やり方です。原爆以外の爆弾を落とす場合

にはトス・ボミングの必要はございません。日本内地において空軍は核運搬能力を現に持ち、そうして、それを投下する練習を現実にこなして置いている、こういう事実をそのままに置いて、ただ持ってくるときには相談をしてくだらう、こういうことでは、どうにもならないのではないだろうか。この東京の空においても、そういう飛行雲が現われていることがしばしばあります。このトス・ボミングの本質についてお調べになったことがありでしょうか。

○赤城國務大臣 空対地の攻撃の演習をしていくということは承知しております。

○飛鳥田委員 空対地というのは、原爆投下の練習なのです。これは赤城さんどうぞ部下の方にお聞き願ひます。そこで、私たちとしては、核運搬能力を現に持つておるとフェルト將軍が言ひ、そうして、この日本の地上でも現実に核爆弾を投下する練習をしている、こういう事実の上に立つて、しかも、原爆の貯蔵庫であるグアム島からは、わずか一時間ないし一時間二十分にして日本に運搬し得る可能性が十分にある、この事実が立つて、事前協議というものをいつとその前に置かなければいけないのじゃないか。たまたま持ち込まれてくるというその瞬間ではなしに、そういう準備段階において、そんな準備をなすつても、私の方では、いざというときには承知できませんぞという、その前に重心を移さない限り、核装備に関する事前協議というものは、ほとんどナンセンスに近くなつてしまふ、こう考へるのであります。一体、事前協議の段階を、たま

が、もうすっかり準備万端整って、ひょっと持ち込まれてくる、その寸前にお置きになるつもりですか、それとも、日本全体の米軍が核戦略を遂行する能力をどしどし進め、そして現実には、今後まだ話し合いの場はたくさんあるはずで、今までは安保委員会というもので話し合ってきたはずで、今後は条約第四條に「随時協議」という場があります。こういう場での問題をもち出して話しになるお心持があるかどうか、これは総理大臣に伺いたいと思います。

○岸田外務大臣 事前協議としては、先ほど来外務大臣がお答えをしておりますように、明確に日本に核兵器を持つてくる、そのなには、核弾頭やミサイル等を含んでおることは先ほど来申し上げておる通りであります。それを持ち込むことが、事前協議の対象になるわけであり、一般の戦略の問題、一般の装備の問題等について、現在においていろいろと協議をする、その協議の対象になることは当然でございますが、事前協議としては、先ほど来お答え申しておるような事態に対して事前に協議する、こういう意味でございます。

○飛田委員 そういう狭い態度でやりになりますと、いざというときには、もう全部準備ができておりますから、従って、拒絶するもへったくれもありません。

そこで、私が続いてお伺いをしたいと思ひますのは、そういう危険な状況、準備万端整いつつある状況の中で、米軍がこの日本国内に核兵器を

持つてきているかにかつての日本政府の調査権というものはどうなるのでしよう。もちろん、信頼と協力との関係に立っているとお答えになるのしょうが、しかし、信頼と協力の関係に立つは立って、少なくとも、制度的に、そういう事実は、そういう権利は明確にしておかなければならぬはずで、制度をきちっとしておいて、その上で信頼と協力の関係にお立ちになるというのなら、まだわかりませんが、この日本国内に米軍が核兵器を持つてきているかにかつての日本政府の調査権、こういうものはどういう形になるのでしようか。

○藤山国務大臣 事前協議として明確になっておりますその根柢の上にむろんあることは当然でございます。しかも、両国信頼の上で、条約に違反しないように正當に運営していくこととございまして、当然われわれは目的を達することができ、こう考えております。

○飛田委員 こうした現実にある私たちの疑問、こういう疑問に対して、依然として原則的なことを繰り返してお答えになります。

そこで私は、三十三年の四月十八日、アウイン米國務次官補代理が述べられた言葉をそのまま政府に差し上げたと思ひます。軍事基地と核兵器に対して日本人が神経質過ぎるのは軍事上の大関心事だ、日本に対して核兵器基地の設置に対する態度を変更させるよう圧力をかけるべきだ、と述べておられるのであります。現に國務次官補代理が——これは責任のある地位でしよう、この方が、こういうことを公然と述べておられる。この事実を一つ

よく頭に銘記していただきたいと思ひます。いかがでしようか。

○藤山国務大臣 アメリカの某々という人が、いろいろな説を吐くことは、これはあり得ることと思ひます。しかしわれわれは、条約ではっきり事前協議の規定をいたしておりますので、必要はないと思ひます。

○小澤委員長 この際、石橋政嗣君から関連質疑の申し出がありますから、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 非常に大切な問題でございますので、ちょっと関連さしていただきたいと思ひます。

核兵器の持ち込みは断固拒否するのだということを岸内閣は一貫して言っておるのでございますが、はたしてこれが守られるものかどうか。協議というからには、拒否の場合もあるが、受け入れの場合もあるわけですね。肯定する場合もあるわけですね。全然受け入れないわけですね。ここに非常に問題があるわけですね。拒否する拒否するというのは、今、飛田委員もちょっと指摘しておりましたけれども、現時点においては拒否する、しかし、ある時期においては受け入れに切り変わることもあり得るということではないのか、こういう心配を非常にみんな持っているわけですね。そこで、私は、ちょっとお尋ねしたいのでございますが、実際に日本が核攻撃を受けた場合に、日本の政府は、この安保条約の趣旨に基づいて、アメリカによる核報復を願うのだ、こういうことをおっしゃっておられます。この点、外務大臣確認なさいますね、日本政府の態度として、核攻撃を日本が受けるならば、アメリカに

よる核報復をお願いする、こういうことですか。

○藤山国務大臣 岸内閣として、総理は、はっきり核報復をしない、また核持ち込みを許さないということを言っておられるのでありまして、当然われわれはその線に沿って対処していくわけでございます。核兵器によりまして日本が攻撃されたというようなことを御想定になりますか、おそらく、そういう場合は世界戦争という大きな問題だろつと思ひますが、不意に、平和な防衛的な日本の立場に対して、核兵器をもつて撃ち込んでくるというやうな国があるとは、われわれ考え

ておりません。

○石橋(政)委員 そういう国があろうとは思ひませんとおっしゃるが、あなたたちが一番頼みにしておるアメリカにおいて、現に限定原子戦争というものも考へておるじゃありませんか。核兵器というものを使う場合は、必ずしも全面戦争の場合だけではない、局地的にも、あるいは戦術核兵器を使うという面においても、制限された核兵器というものは十分にある。これはアメリカにおける重要な国防論争の一つです。それぐらいのことを外務大臣が知らないはずはない。また、問題をさらさないで答え願ひたいのです。かりに日本が核攻撃を受けた場合には……

【発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○石橋(政)委員 日本も核兵器による報復をやるのだ、しかし、それはアメリカにお願いするのだ、こう言っておる。この岸内閣の言明を、外務大臣まづ御確認になりますかと私は聞いて

○藤山国務大臣 今申し上げたやうないわゆる一つの想定、日本が核兵器によりまして攻撃を受けるというやうなことは、われわれとして現在の時点において考えられません。しかし、今石橋委員が言われますやうに、何かやういふものが起こつてくるというやうなことは、われわれとしては、やはり世界的な大きな戦乱がなければ、かりにどこの国でも、そういうものによつて日本を攻撃しようとは、われわれ考え

ておりません。そういう国があろうとも考へておらぬのであります。そういう場合にアメリカに頼むとか頼まないとかいうことは、今日まだ言うべきときでもなし、考へてもおらぬのでござい

ます。

○石橋(政)委員 なぜ、言うべきときでもないし、考へてもおらないと逃げられるのですか。かりに、核攻撃が加えられた場合にどういたしますかと、私は聞いています。今までは、その場合にはアメリカにお願いして、アメリカによつて核報復をやり、こう考へておるの、なぜ、あなたは確認できないのですか、否定されるのですか。

○藤山国務大臣 今お話しのような限定的な核攻撃というものがどういふ種類のものか、それらによつて——ほんとうに小銃か何かひつつけてわずかの人が入つてくる、それをやるのか、そういうやうな想定は、今するとはできないことは当然であります。従つて、そういうことに対して、そのときにどう対処するかというやうなことを、今想像で申し上げることは、私は適當ではないと思ひます。

○石橋(政)委員 非常に重要なことをおっしゃつておられる。あなたはそう

いうことを想定してとやかく言うのは不謹慎だ、こういうお話でございませうが、しかし、赤城防衛庁長官は非常に不謹慎な答弁をしたことになる。昭和三十五年四月五日、この特別委員会でも赤城さんは何と答えていますか。あなたが忘れられているなら、私が読んであげますよ。核攻撃というふうなことがある場合には、私も、私どもは、ないことを期しておるし、また、世界も、そういうことをしてはいけないというので、アメリカ及びソ連などいろいろな協議をしておるようでありますけれども、しかし、私たちも、ないことを期しますが、もしそういうこととがあるならば、この安全保障条約の趣旨に従って、核の攻撃に対しては、アメリカの核の報復力、こういうものが発動することになると思います。この明確に答えておるじゃないですか。しかも、この安保条約の趣旨によつて、と答弁をしておられるのですよ。何も私は仮定の想像をしてあなたに質問しておるわけではない。赤城さんの答えておられることを、あなたに一度確認してもらおうとしただけの話です。それを確認できない、そういう想定をすることが不謹慎であるということは、赤城さんが不謹慎な答弁をしたということになります。そういうことになりませんか。

○藤山国務大臣 そういふ場合、いろいろございませう。むしろ、従つてアメリカに頼む場合もありましようし、アメリカの報復力に期待することもありましよう。しかしながら、今そういうことをいろいろ論議すること自体、私は、核兵器をもって日本に攻撃してくるというような事態は、今こ

でこの国からそういうことが起こるか知りませんが、あり得るとはわれわれ想定する必要はないのでありまして、そういう意味におきまして私どもは申し上げておるわけでござい

【発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

【言いたくなければ立っておいれと呼び、その他発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 いろいろと盛んにや

○藤山国務大臣 別に認めないとか、認めているとかいうことを申し上げておるわけではございませう。その場合によつていろいろな方法があると思ひます。しかしながら、われわれとしては、今申し上げましたように、そうした仮定の質問でいろいろお話がござい

まして、一々そういう場合にお答えすることは適当でないということをお申上げておるわけでございませう。

○石橋(政)委員 閣内不統一になりま

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

【言いたくなければ立っておいれと呼び、その他発言する者多し】

○藤山国務大臣 私が先ほど申し上げ

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

【言いたくなければ立っておいれと呼び、その他発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

るならば、この安全保障条約によつて、アメリカの報復力というもので、よつてこれを排除するというのが、この安全保障条約の内容だと思ひます。何度もおっしゃっているのです。今、その点を藤山外務大臣がお認めになりました。

【ばかなやつだ」と呼び、その他

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

【言いたくなければ立っておいれと呼び、その他発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○藤山国務大臣 われわれは、総理が

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

【言いたくなければ立っておいれと呼び、その他発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

そういうものからいつて、当然にアメリカの核報復に期待する、こういうこととなんです。そうしますと、もしアメリカが、どうしても日本防衛のために核兵器が必要だ……。

【発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 日本政府自身が核兵器の攻撃を受けた場合に、核による報復をわれわれアメリカ軍に期待している以上、当然われわれとしては、そう

○藤山国務大臣 われわれは、総理が

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

【言いたくなければ立っておいれと呼び、その他発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。

○石橋(政)委員 静かになるまでものを言いませんからね、私は……。

を得ない。だから、その願望ばかりあり
まりおっしゃらないで、最悪の事態が
起きたという場合をも想定して、一つ
議論していただきたいと思う。現実
にあなた方は、最悪の場合、核攻撃を日
本が受けたら、アメリカによりよくお
願ひします、あなたの核報復力にわれ
われは期待するのです、こう言う以
上、アメリカがそれを受けて、あなた
方にその期待される以上、いざという
ときに期待にこたえなくちゃいかぬ、
そのためには、さしあたってやはりこ
の程度のもので持ち込んでおかなけれ
ば間に合わないんだ、こういうふう
に訴えられてきたときに、あなたはど
うおつくりですか、もう少し国民がわ
かるように、親切に答弁していただ
きたい。

○藤山國務大臣 先ほど来申し上げて
おりますように、そういうような事態
は世界大戦になる道でございます。そ
ういうようなことが、簡単に起ころ
うともわれわれ考えませんし、また、起
こるようなことを想定いたしますこと
も、日本の立場として、平和に外交を
推定していく上においては、適当では
ないと私は考えております。

○石橋(政)委員 私は、委員長にも注
意していただきたいと思う。顧みて他
を言うというが、全く私の質問に答
えておられないやありませんか。アメ
リカからこういうふうな言われたら、ど
う答えるかと私は聞いています。あ
なた方は、アメリカの核報復力に期待
すると、この国会で国民に向かっては
きりと答えているのですよ。アメ
リカはさっそくそれを受けて、もし事
前協議というものが行なわれた場合

に、引用してくるおそれは万々ある
じやありませんか。君たちは断わる
というけれども、実際に核攻撃を受け
た場合には、アメリカの核報復力に
期待すると国民に言っているじゃな
いか、われわれは期待される以上、
そういう最悪の場合を想定して万般の
準備をしないやならぬのだ、準備を
するためには、攻撃をされてから持ち
込んできたのでは間に合わない、こ
の程度のもので一つ置かしてくれ、こ
ういうふうなじゅんじゅんと説かれた
ら、あなたはどうかお答えになって、ど
う受けて立つてお断わりになるのだ
か、こう聞いてお断わります。

○藤山國務大臣 今お話しするような
例、たとえば、そういうことは期待さ
れる——今現実起こった問題でない
のでありますが、期待される、核兵器
の攻撃を受けるような事態が起こり
うだということに、向こうからという
お話であります、そういうときに
は、私もどなたもいたしまして、当然
ういうことでお互いに核装備をし合
うというように、世界の平和に適
当でないということをはつきり申し
ます。

○石橋(政)委員 あなたは、核兵器が
使われたら世界戦争になるんだ、そ
ういうことではないんだと独断的なこと
をおっしゃっています、何だか言っ
ているように、アメリカ自身が限定原
子戦争というものを言っているのだ、
局地的にも使うことはあるのだ、使
えるんだというように盛んに言っ
ている、そういう国なんです。だか
ら、私が質問していることが、全然架
空のものだというように考え方は独断
ですよ。それでは、日本政府が期待す

る以上、それに対応してその期待にこ
たえるために、今から置いておかない
かぬとアメリカが言っても、なおかつ
断わる、こうおっしゃるわけですね。
○藤山國務大臣 期待するということ
は、何も日本の中に持ち込むというこ
とだけではございません。であります
から、日本の中にそういうものを持ち
込むことは、かりにどこかの国でそ
ういう持ち込むような情勢があったと
しても、日本の中に持ち込んで危険な状
態に陥ることは、われわれ適当だとは思
いません。従って、断わる理由は
はつきりございます。

○石橋(政)委員 どうやらわかつてき
ました。問題は、日本に置いておくこ
とが困る、いざというときに使われる
ことはかまわぬのだ、こういうことな
のです、結論的に、置いておいても
らっちゃ困るが、いざというときにア
メリカが使う——できればよその国か
ら出ていってもらいたい、沖縄あたり
から出ていってもらいたい、日本の国
内から核報復をやることはお断わりし
たい、こういうことなのですか。

○藤山國務大臣 今回の条約の締結
は、御承知のように、われわれとして
は、国連憲章によりまして、防衛的な
立場というところで条約を結んでおるわ
けでございます。その防衛的な立場に
立てて条約を結んでおる国に對しまし
て、何か侵略的な、しかも、過激な核
爆発物をもって攻撃してくるというよ
うな状況を、われわれ、今日想像でき
ないのであります。かりにそういうこ
とが何かありました場合は、防衛庁長
官の言うように、世界大戦になる。先
ほから私も申しした通りであります。
そういうようなときに、お互いに何か

日本の国以外でもって——日本国が巻
き込まれないようにしておけば、その
以外でどこがどういうようにそれを使
いますかは、それは別個であります。
(もういいだろう)と呼ぶ者あり)

○石橋(政)委員 関連ですから、なる
べく縮めたいのですが、本人の了承も
得ておりますので、もう少しお話し願
いたいと思います。

今までの答弁ではどうも納得いきま
せん。納得いかないというのは、私だけ
が納得いかないのじゃない。これは全
国民が、私は納得いかないと思う。そ
ういう事態があることは困る。でき
るだけ避けなくちゃいかぬ。しかし、か
れにどこから核攻撃を受けた場合
に、日本としてはアメリカの核報復力
に期待するのだ、そう言っておりなが
ら、なおかつ、アメリカが、そういう
ような期待をされる以上、われわれと
しても準備をしたいと言つても、断わ
ると言つたつて、そのところが一貫
しないことくらい、だれにもわかりま
す。一体何のために、そういうつじつ
まの合わぬことを言つて、一時の、憲
法上の問題として論議いたしまして
も、核兵器を持つこと必ずしも憲法違
反じゃないと、岸総理は答弁しておら
れる。防衛的な核兵器というものはあ
り得るとおっしゃっておる。持てない
のは攻撃的な核兵器だ。こういうもの
は持てない。これは核兵器だけに限ら
ないわけでありまして、攻撃的なもの
は持てない、こう言っておる。しかし、
この問題についても、私はこまかしが
あるかと思う。どういふ点でこまかしが
あるかという、これも私も総理との質疑
の中で明らかになった問題でございま

すが、攻撃的な兵器は憲法上持てな
い、しかし、敵から攻撃を受けて、そ
の基地をたたく以外に完全に防衛がで
きないという場合には、敵基地をたた
くことも可能だ、こういうことを言っ
ておる。攻撃的な兵器を持たなければ
できないような、そういう手段を肯定
しながら、攻撃的な兵器を持つことは
許されぬという、そのところのつじ
つまが合わないじゃないかと私が言
いましたら、これについていろいろ答
えておりましたけれども、ここに幸いな
がら文章になったものがある。これは
林法制局長官の書いたものですが、「時
の法令」第三百二十号に、「第三一回
国会での防衛論議を顧みる」という題
目で、私と総理とやりとりしたその内
容を、いろいろの角度から書いておら
れますが、私はこれを読んで、非常に
疑問を持ちました。どういふ疑問を
持ったかという、敵の基地をやつ
けることはできる、しかし、やつつけ
る手段を持つことは憲法違反だとい
うことが、矛盾するじゃないか、こ
ういふ質問だが、矛盾しないかと林長官は言
う。なぜ矛盾しないかと言え、個人
の正当防衛権というものからこれを説
明しておられる。参考のためにちよ
つと朗読いたしますが、「正当防衛」と
やつたことではある、たとえ形式的に
はその行為が殺人罪や傷害罪にあた
っても罰せられないというのだね。そ
して、この正当防衛の場合、その手段
として、ピストルを使うが、刀を使う
が、それは一応問題にならない。また、
そのピストルや刀が、相手方のもつて
いたものであろうと、その場に居合わせた
他人のものを借りたものであろうと、自
分がかねがねもっていたものであろう

と、それも、別に問題にはならない。かように、正当防衛の手段としては、ピストルや刀を使うことも認められるが、それでは、いざという場合に正当防衛の手段として必要だから、平生からピストルや刀を所持、携帯していることが許されるかという、そうはいかない。こういう論理の組み立て方で合理化しておられます。この議論を、今やっている攻撃的な兵器、特に核兵器というものと結びつけて考えてみると、どういふことになるか。日ごろから自衛隊が、核兵器を持っておくことはできない。攻撃的な兵器を持っておくことはできないけれども、いざというときに、アメリカのものをばつと借りてやることは、憲法違反でない、こういう解釈になると思いますが、いかがですか。

○林(修)政府委員 今お読み上げになりました点は、まさに私の書いたところでございます。しかし、今おっしゃいました点でございますが、自衛権の本質という問題、あるいは正当防衛権の本質という問題と、そういうものを平生から持つことの憲法上の可否、これは別問題であります。そういう趣旨をそこに書いたつもりであります。

○石橋(政)委員 それもはつきりとお答えにならない。私は、具体的に例をあげて、防衛論議に引き直して聞いておるわけですから、端的にお答え願いたい。自衛隊が攻撃的な兵器——あなた方は、攻撃的な兵器として、藤山外務大臣も先ほどの飛鳥田委員の質問に答えておるし、今までもいろいろ答えておる。ICBMとかIRBMとか、あるいは爆撃機とか、こういうものは攻撃的な兵器だから、憲法上持つことは禁止されておる、こう言っておられる。ところが、いざという場合には、よそのものを借りてきて使う分にはかまわぬ、こういう解釈になるわけだ、この点お認めになりますか。アメリカのものを借りてきて、そして、自衛隊自身が使うということすら合憲というように解釈に、この議論でいけばなると思ひます。この点、いかがですか。

○林(修)政府委員 たしか三十一一年の国会であったと思いますが、鳩山内閣総理大臣が、いわゆる自衛権の本質、それからその場合に、日本が憲法上持ち得る戦力という、実力の範囲についてお答えしておるはずであります。その場合に、いわゆる自衛権の本質として、核弾頭による攻撃を受けて、はたして座して自滅を待つ以外に方法はない、そういう場合には、その核弾頭の基地をたたくことも自衛権の行使として認められる、たゞし、それだからといって、平生から敵を攻撃用の武器を持つことは憲法上禁止される、そういうことを、たしか鳩山内閣総理大臣がお答えになつておられます。それと全く同じ趣旨を実はそこに書いたわけでありまして、その自衛権の本質として、相手方をたたく、その場合に、座して死滅を待つ以外に方法がないから、たたくというものは、自衛権の本質上許される。その場合には、もちろん、日本として持っているものによつてやるか、あるいは米軍の力を持つてやるか、あるいはいろいろ、その場合において考えなければならぬものだと思ひます。しかし、平生からそれを持つことは許されない、こういう意味でこれは書いたものでございまして、従来、政府の答えたところもその通りのことだと思ひます。

○石橋(政)委員 単刀直入に答えて下さい。あなたが今おっしゃった通り、それを私は具体的に、例をあげて聞いているわけですが、自衛隊が、そういう攻撃的な武器を持つことは、憲法の容認するところではない。しかし、座して自滅を待つというのが憲法の精神ではないと思ひます。敵基地をたたく以外に防衛の方法がないという場合には、これはやってもいいんだ。しかし、武器は持たぬ。やってもいい。どうしてやるのか。そのときには、一つの方法として、アメリカから攻撃的な兵器を借りてやるという手段がある。ほかにもあるのかどうか知りませんが、私の考え得る手段としてはそれ一つ。こういうやり方は、憲法に違反しないですかと聞いているわけですが。

○林(修)政府委員 自衛権の本質は、先ほど申しました通り、他からたたかれた場合に、自分がそれで死を待つということではないので、その場合に、あえて自分の死を免れるための手段を講じよう、こういうことが自衛権の本質だ。やり方については、国内においては憲法に違反しない限り、あるいは国際的にも国際法に違反しない限りにおいて、それは自衛権の本質だということとてございまして、その場合にいかなる手段を使うか、それはそのときの場になつてみなければわからないことであつて、日本自身が、死を免れる方法として、何があるかということを考えてやるべきことだと思ひます。(発言する者あり)

○石橋(政)委員 一つも答えようとしてないのです、私が聞いていることを。この「第三一回国会での防衛論議を願

みる」というのは、三号にわたつて上中下と述べてある。いろいろと今私とやりとりしていること、また、前に私が総理とやりとりをしたことを、あなたは、自分たちの見解が正しいのだという角度から説明しておられる。ところが、これは要約した形が、この個人的な正当防衛権、これに集中しているのですよ、あなたの議論は、これで言えばわかるだろう、こういう書き方をしておられる。具体的な例として、あなたは、個人の正当防衛権というものを引用して、ここから防衛論議を引き直して説得しておられる、この調子で……だから私は例を引いたわけでお尋ねしているわけですよ。だから、端的にお答えを願ひたいのです。日本の自衛隊が、いわゆる核兵器といわれるものを主力とする攻撃的な兵器を持つことは、憲法の許すところではない、これは意見が一致しております。争うところはあります。いいですね。それからもう一つは、敵から攻撃を受けた日本は、当然に自衛権を發動して防衛の任に当たる。しかし、その敵が、敵の基地をやつたけないうちに守れないという場合がたゞさんある。たとえば、ミサイルの攻撃、こういう場合は、途中でとめる方法はないのです。鳩山さんは、途中でとめる方法がないでございまして、うかねと私に言いましたが、ないのです。どうしても敵の基地をやつたけないうちに、そこで、敵の基地をやつたけないうちに防衛の方法がない場合には、やつたけないうち、これも憲法の認めるところだ、こうおっしゃる。しかし、敵の基地をやつたけないうち、やつたけなう

の兵器を持つことは憲法に違反する、こう言う。おかしいじゃないですかと言つたら、あなたは、この正当防衛権を持ち出したわけだ。その正当防衛権に間に合わぬからといって、ピストルを持って歩くことは法律上許されぬ、こういうのですよ。しかし、いざというときには、そこにあつたからばつと使うか、相手のものを取つて使うか、あるいは自分がたまたま持っていたものを使うか、とにかくピストルでも何でも使つて身を守ることは、正当防衛権として認められているのだ、こう言う。だから私は、アメリカからそういう攻撃的な兵器を借りて、そして日本を守るというものは、憲法違反にならぬというお考えでございまして、こう聞いているわけですが。

○林(修)政府委員 ちょっと私の申し上げ方が足りなかつたかと思うわけでございますが、問題は、一つは、昨年の場合において、石橋委員とあるいは政府側との応答におきまして、いわゆる自衛権の本質として、場合によつては、自己の死滅を待つ以外に方法がない場合に、相手の基地をたたくことは許される。それならば、直ちにそういう武器が持てるじゃないかということ、飛躍であるという一つのたとえ話として書いたつもりでございまして。同時に、今おっしゃつた点についてでございますが、たとえば、国内法関係におきまして、あるいは平生持つてい

るピストルを使ったということは、自衛権の本質としては許されるかも知れません。しかし、ピストルを持つことは、それで正当化されるわけじゃない、これは、また、ピストルを持つことがいいということにはなりません。

ん。そういう意味で、これはやはり日本の憲法と自衛隊の問題についても当てはまる、かように考えます。

○石橋(政)委員 林長官は、幾ら私が重ねて尋ねても、答えようとしません。そこで私は、総理は——大体これは私と総理がやった問題でございまして、総理にお尋ねをしたいと思う。今言ったことは、もう私がここで繰り返さなくとも、頭脳明晰な総理は、十分おわかりになっておられると思います。攻撃的な兵器を持つことは許されぬ。憲法違反だ。しかし、敵の基地をたたく以外に日本を守る道がないという場合には、たたくことも憲法違反にはならぬ、こうおっしゃる。しかし、敵の基地をたたく武器は持てない。持てば憲法違反だ。どうするんだ。いろいろ考えてみたが、方法はない。たまたま林さんのこれを読んでいるうちに、私はわかったのです。なるほど、アメリカからそのときに借りるという手があるんだ。そこで、アメリカから借りて敵の基地をたたくということは、憲法に違反するの、憲法の容認するところか、このところだけ、一つ総理にお答えを願いたい。

○林(修)政府委員 ……

○林(修)政府委員 ……

○石橋(政)委員 あなた、答弁できないじゃないか。

○林(修)政府委員 私の書いたことを今誤解していらっしゃるから、この点をまず私がお答えしたいと思ひます。私が書いておられるのは、そういういわゆる自衛隊の本質上、相手の基地をたたくことが許されるなら、平生からそういう武器を持っていいんだな

という御質問に対して、それは許されないんだということを書いたつもりであります。そういうことだけを書いたわけではございません。その際に、自衛隊の行使として、そういうときに、自分で平生から許されない武器を使うことは、あるいは自衛隊の本質、正当防衛としては許されるかも知れませんが、それを持つことが憲法に違反すると思ひます。いかなる方法、いかなる場合においても、持つことはやはり憲法上の問題になるわけではございます。自衛隊の本質は、持つことの問題と別問題でございまして。そこで私は書いたつもりはございません。

○石橋(政)委員 もう十分に質疑応答の内容は、総理、のみ込んでおられると思ひます。結論だけを私申し上げるから、総理、お答え願えませんか。そうしましたら、私はきょうは一応引き下がります。攻撃的な兵器を持つことは、憲法は許してない。自衛隊が攻撃的な兵器を持つことは、憲法は許してない。しかし、敵の基地をたたく以外に防衛の道がない場合には、たたくてもよろしい。これは憲法違反じゃない。しかし、たたくための武器を持つことは憲法違反。それじゃ、どうしてたたくのか。アメリカから借りてたたく、こういう方法が考えられる。私はほかにほかにない。そこで、そういう場合に、アメリカから攻撃的な武器を借りて、敵の基地をたたくて日本の防衛をはかるというこの行為は、憲法の容認するところではございまして、どうですか。

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

ものを借りたものであろうとかまわぬと、あなたは言つておられるのですよ。だから、これを防衛論議という立場に引き直してみれば、たまたま駐留軍というものがあつた。この駐留米軍がたまたま持つておられるものを借りて間に合わせるといふことは、憲法の容認するところか、いわゆる自衛隊の本質の中に入るか入らぬのか、私は総理にお答えを願ひたい。

○林(修)政府委員 私の……(総理大臣じゃないとだめだ)と呼ぶ者あり)私の書いたことを石橋委員によく御理解願ひたい。御説明いたします。

○石橋(政)委員 ……

○林(修)政府委員 ……

○石橋(政)委員 ……

○林(修)政府委員 ……

○石橋(政)委員 ……

○林(修)政府委員 ……

○石橋(政)委員 ……

限るものであるが、それに付属しておるところの、公海や公空に行く場合もあるというところは申しております。ところが、敵の攻撃するところの外国の領土、これに行つて攻撃をするという場合は、自衛隊の範囲に属しない。しかしながら、他から攻撃されて、その基地を攻撃するにあらざれば、いわゆる座して滅亡を待つかどうかという場合において、その外国の領土内の基地を攻撃することも、またそれは——そういう非常に限定された緊急の事態に對処するために、外国の基地を攻撃するといふことも、また自衛隊の範囲に属すと考えなければならぬ。さもないければ、座して滅亡を待たなければならぬといふようなことは、自衛隊の本質に反する、こういう意味で、従来答弁をしておるのであります。しかしながら、それならば、その基地を攻撃するための武器を、日本が持つということが憲法上許されるかというところ、それは許されない。従つて、そういうことが自衛隊の範囲としてできると言つても、それに應ずるための準備を平素からするわけにはいかない、こういうことを従来申しておるのであります。ところが、その緊急の場合に、それではアメリカから借りるかという問題になります。私は、その場合においても、そういう攻撃的な武器を持つことは、やはり違法だと思ひます。憲法に許さないところである。しかし、事実上われわれがどういふことをするかというところは、これはまた、そのときの別話でありますけれども、法律論として考えるならば、これを合法化する理由にはならぬと思ひます。實際やる必要はないと思ひます。日本がそ

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

○石橋(政)委員 林長官は、自分が書いたものを、自信がなくなつてごまかそうとしておられる。正当防衛権というものは、そのピストルや刀が、相手の持つていたものであろうと、その場に居合わせた他人のものを借りたものであろうと、自分がかねがね持つていたものであろうと、それは別に問題にならぬとおっしゃつておられる。私はここからヒントを得たのです。あなたは国会の防衛論議を顧みない論議の中で、私の議論に反駁するために、いろいろ積み重ねて言つておられるけれども、なかなかわかつてくれない、そこで、個人の正当防衛権というものを引用すれば一番わかるだろうと言つて、あなたはやつておられるのですよ。だから、この中で、その場に居合わせた他人の

○林(修)政府委員 先ほどからお答えしておりました通り、(総理々々)と呼び、その他発言する者あり(石橋委員

の御質問のようなことを、私は肯定して書いたつもりは全然ございません。その「時の法令」の記事をよくお読み下されば、今石橋委員の仰せられたようなことを肯定したところはない、どこにもないわけではございません。つまり、そういう場合に、自衛隊の本質上許されるから、常日ごろ持つことが許されるのではないかと御質問に対して、それは常日ごろ持つことは許されないのだというところを書いただけで、それ以上のことは何も書いておりません。従いまして、その自衛隊の行使の場合に、いかに必要だからといって、それを持つことが不法であると思ひます、やはり不法でございまして。それは正当防衛としてあるいは正当化されるかも知れませんが、その所持自身は、やはり不法だという問題が残るわけでありまして。それを私は、合法になるとどこにも書いておりません。

んなものを借りてやらなくても、日米が共同で日本の安全を守ることから言えば、アメリカ軍の武器を使つて、アメリカがそれでもって基地を攻撃できるというものであれば、アメリカの軍隊で、アメリカのなでやるといふことになるだろうと思うのです。従つて、理論的に言えば、その場合において、なおその武器を持って、日本の自衛隊が使用するということは、憲法から言うところでは、こう思います。

○石橋(政)委員 さすがに総理のお答えは明快だと思ひます。きょうは関連ですから、あとは私の持ち時間のときにやらせていただくことにいたします。

○飛鳥田委員 石橋君の質疑から、もとのところに戻らせていただきます。

核装備の持ち込みは日本に許さない、自衛隊も核装備はしない、こういうことを再三総理は述べておられるわけですが、その述べられる理由としては、日本から核攻撃を行なうことは憲法違反であるし、また同時に、外部から見て、日本が核保有国あるいは核装備、核戦略の実施国と見られることをおそれる、もし日本が核戦略を実施する国と見られる場合には、核攻撃を一番先に食うかもしれない、こういう二つの意味で、いたしません、こう述べられていられるように私たちは受け取ってきましたが、いかがでしょうか。

○岸(外務)大臣 そういふふうを考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、先ほど国内の問題として出てきた幾つかの事実と矛盾をするのではないだろうか。なるほど、日本にある第五空軍は、完全な核運搬能力を持っている、

同時にまた、日本上空においてトス・ボミングのような核攻撃の練習をしている、そしてわずか一時間二十分しか離れていないグアム島には核弾頭の貯蔵がなされている。こういう状況で、しかも、米軍が核兵器を持ってきていられないかというところについての調査権を、日本は持つていない。これは信頼と協力の関係に基づくから、要らないのだとおっしゃいました。これでは世界の国々が日本をどう観測するか、すなわち、日本はすでに核攻撃の準備を着々整えつつあると観測せられても、これを否定すべき理由はなくなつてしまふのではないだろうか。そうすると、先ほど、事前協議において拒絶をしておつた二つの理由の後段と、矛盾をするのではないだろうか。当然総理は、日本に駐留する米軍の能力、演習の状況、そして日本を取り巻く戦略的な配置、こういうものをごらんになつて、いやしくも日本内地から核攻撃、核戦略が実施せられないという事態を、当然諸外国に向かつても明らかにわかるように、事実をもつて示さるべき必要があるんじゃないだろうか、こう私は思うのですが、いかがでしょうか。

○岸(外務)大臣 日本は核装備をしない、また、核兵器の持ち込みを認めないということは、日本の責任ある政府が、国会を通じて内外に明らかにしておることです。今更にそれを確認するために、従来の安保条約になつた事前協議の交換公文を作りました、その他の事項とともに、日本の意思によつてこういうものを自主的にわれわれは作り上げるといふことを、さらに国会におきましてわれわれは明確

に申しておるのであります。従つて、私は、日本の意思というものはきわめて明瞭に出ておると思ひます。また、アメリカ軍がそれに対してどういふ態度であるかという問題に關しましては、従来アメリカ軍が、それはなるほど空軍がそういう運搬能力を持つておるかもしれない。しかしながら、それによつて核装備をしていふ事実は絶対にございませぬし、従つて、将来については、事前協議の事項でありますから、われわれが認めないといふことを一貫して申しておることにおいて、もしもそれを疑おうとするなら、疑う方が間違ひである。あくまでも従来われわれが明らかにしておる方針を貫く考えでございませぬ。

○飛鳥田委員 疑う方がどうかしてゐるというお話ですが、あなたを襲撃する練習をしてゐる、だがしかし、現実にはまだ短刀もピストルも持っていない、ときどきあなたの家の回りを回つて練習をしてゐる、こういうのなら、当然疑うのがあたりまえじゃないでしょうか。私は、今のような核装備に關する事前協議のやり方では、外堀を埋められてしまふまで気がつかない、こういうことになると思ひます。

現に先ほどのフェルト氏は、太平洋軍は重要な役割を果たすことができる、こうちゃんと証言をせられておるわけですから。そしてまた、アーウィン氏は、くだいようであります、日本に対して核兵器基地の設置に対する態度を變更させるような圧力をかけるべきである、こう言つておられるわけですから。こういう状況の中で、その程度で問題が片づいていくことについて、日本国民も納得できない。また、諸外国も日本

の立場というものを理解できないに違ひない。はなはだ失礼であります。今のあなたの方の御説明では、政府の自己満足に終わつてはいないだろうか、こういう疑問をはさざるを得ない状況です。核装備についての事前協議について、私はいふん事実をあげて申し上げました。そこで、少し横道にそれますが、一つだけ聞かしていただきたいと思ひます。

日本に核兵器を持ち込むときには拒絶をする、しかし、沖縄に持ち込むことについては、ともかく、向こうが支配権を持つてゐるところだから、これは拒否できない、仕方がない、こうおっしゃつたのですが、私は、これはできるんじゃないか、こう考えるのです。と申しますのは、総理も再三述べられておられますように、沖縄に対して日本は潜在主権を持つてゐる、こうおっしゃるのです。日本が潜在主権を持つた段階において、一応この潜在主権を侵さざる範囲内における事実上の支配をアメリカがしておる、こういうことをどうお思ひます。もし、しっかりとす

るならば、核装備そのものを全島に施すことは、一たん全面戦争になりまして、場合、沖縄はその形骸をとどめなくなつてしまふんじゃないだろうか。こちらから攻める場合だけを考へていれば、それはけつこうですが、向こうからも報復攻撃を受けることが可能でしょう、あり得ることでしょう。これだけ全島核装備された島をやつづけるのに、そう手輕な攻撃があるとは考えられません。もし、そうだとすれば、どんなに島民の福祉に対してできるだけの措置はとっておつたとしても、沖縄島民は全滅するでしょうし、また、

沖縄の山河はその姿をあらためてしまふに違ひない。いや、島自身がなくなくなつてしまふかもしれません。潜在主権というものは、アメリカが平和条約の趣旨に対して違法な処分をしたときには、これに対して抗議を申し込むことのできる権利だろうと思ひます。もしそうだとすれば、沖縄全島民が死滅してしまふかもしれないようなこの全島核装備化、あるいは沖縄全島がこつぱみじんに飛んで地図の上から姿を消してしまふかもしれないような、そういう結果をもたらす危険のある沖縄全島核装備化、これは当然潜在主権を侵すものではないでしょうか。そういう意味で潜在主権を脅かされる、侵されるものとして、あなたの方はアメリカに対して、沖縄に対する核装備持ち込みについては抗議を申し込むべき法律上の権利がある、どう私は思ふわけですか。それをただ、どうも相手は支配を考へるから仕方がない、こういうお考えをなさつておつたのでは、ちやうど困るのじゃないか。いや、むしろ、この際は、ほんの少しでも根拠があれば、明確にアメリカにこのことを申し込んで、あなたのとおっしゃる、沖縄が日本に復帰するチャンスをつかむ端緒としていただく必要があるはずではないでしょうか。そういう努力の端緒にはなれるはずで

す。そういう意味で、私は、なぜ沖縄に対して核装備を持ち込むことについて、仕方がないとおきまつておられるのか、これは事前協議とはいささか離れますけれども、ついでのこととありますから、伺つておきたいと思ひます。まず、潜在主権に抵触しないか、そうして沖縄全島八十万の人民のために、核装備に対しては断固と

に對しましては、事情がわかるならば、
 そういうことをわれわれは望んでいな
 いこと、日本の意思というものをアメ
 リカ側に十分話して、その反省を求め

然——そのもの自体をゼロにしてしま
うような使用の方法について抗議をは
さめないということならば、潜在主権
などというお言葉をお使いにならぬ方
は、いつではな、か、どう私は思うの

いかなる政治を行なうか、これは実はアメリカの自由でございます。日本としてそれに対して、法律上これをどうこうしてくれということを申し込む権利は、実はないわけでありませう。事實

として攻防の中心になる以上、沖縄全島は無に帰してしまふかもしれない。これは相当濃い論理の輪だろうと私は思います。因果関係の続くところだろうと思ひます。見て太平洋の中で、ア

とは、十年間の経過に見て明らかじゃないですか。ところが、たった一ぺんでも、公式に、だから返して下さいと申し入れたということを私は知りません。今私はそのことを論じているので

ですが、そういう無気力な態度が、やはり結局は、潜在主権によって沖繩全島核装備化を断固として拒否するといふ強い態度につながらないのではないかと。今現に、沖繩では、ナイキ、ハーキニールズが発射されて、トーチキが煙が焼けたとか、破片が落ちていて何人かの人民がけがをしたとかいふ報道が、私たちのところにどんどん入ってきます。そして、極東の司令官諸公が沖繩に集まって、ナイキ、ハーキニールズの発射実験を見学して、アメリカの空母に送られてフィリピンに帰ったり、日本に帰ったりしているんじゃないですか。日本の自衛隊の偉い人も行って見学したはずで、なぜもつと、沖繩八十万の人のためにどうしたらいいか、その法律的根本はここにあるということを考えていただけないのか。これは内閣の法律的な顧問だと自称しておられる林さんを、私は責めざるを得ないのです。無理だとおっしゃらずに、そういう論理をちゃんと組み立てられる、こういうことを考えていただきたいと思います。いかがでしょう。

もう一度、くだいようですが、総理に伺います。私は、潜在主権に基いて、当然アメリカに対して沖繩全島の核装備化を拒否する交渉をしていただけれるものだ、そういう法律的根本があると思ひますが、もしあなたの今の御意見で、ないとお考えになるならば、一応太学教授諸公、あるいは日本の国際法の大家諸公、こういう人々に、飛鳥田がこう言っておった、これは一笑に付すべき議論だろうか、何か使えやしないだろうか、こういう御相談になつて、研究をしてみる余地はないとお考えになりますか、どうでしょう。

○岸国務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、沖繩を核装備すること、が、沖繩を直ちに無にするのと必然の因果関係があるというふうには、私は論断できないと思ひます。従つて、政策として、これに対して、私は、われわれが一貫して持っている、日本の領土を核装備しないというところから申しますと、沖繩がそういうふうな核装備されることは、望ましい状態ではないと思ひます。そういう意味において、政策の意味としては、われわれが日米関係において日本の意見を述べるということ、反省を求めるといふことは、私はすべきものであると思ひます。また、して、こうと考へておりますが、しかし、いわゆる潜在主権というものをこれを法律的に——これに基づいて、法律上の権利としてこれをアメリカに主張するといふ性質のものではないから、かように考へます。

○飛鳥田委員 この議論は、私の御質問の傍系でありまして、一つだけ伺わせていただきますといつて伺つたのが、ついつい長くなつて恐縮でしたが、少なくともこういう気魄で立ちつとやりにならないと、だんだん押し込められてしまふだけです。そういう点を御注意をいただきたい、こう私は思ひます。そして現に、潜在主権という言葉は、ダレス長官の発明をされたものであつて、国際法的にも、いまだ未成熟の、未熟の觀念です。従つて、この潜在主権といふものをどう解釈していくかといふことは、おそらく日本がそのイニシアを握つてやつていけるものです。これは国際法的にきちつともうきまつてしまつてゐる概念、領空とか領土とか、こういう概念とは違ふのです。最近できた概念です。従つて、これをどう解釈するかといふことは、まだまだいろいろの論議があつてしかるべきである。しかも、それは、現にそういう言葉を適用されているのは日本だけなんです。従つて、これを日本に有利に法律的に構成していく、そういうイニシアを握れるのは、日本なんです。それをはなからあきらめてしまつて、無理です、無理です——まあ、岸総理も大学で国際法をおやりになつたのでしようが、その後、国際法といふのは、非常に変わつておりまして、いろいろな点で発達してあります。そういう点について十分御考慮をせられんことを、私は沖繩人民八十万人のために望みます。

そこで、私はもとへ戻りますが、私は今まで、事前協議が国民に秘密に行なわれるものだ、従つて、世論はこれに關与できないといふ点、さらには、今政府が考へていらつしやる事前協議といふものの段階は、戦略的に一時代ずれた觀念の上に立つていらつしやる、アナクロニズムだといふことを申し上げてきました。そして、続いて核装備に關して、国民の心配しております点を伺いました。今度は、事前協議を現実に當てはめて、一つ伺つてみようと思ひます。

現実には當てはめて事前協議の内容を伺つて参りますと、私はまたまた失望をせざるを得ないといふ状況であります。まず、先日申し上げましたが、單純な配置の変更あるいは補給、移動、こうした移動、変更、補給、こういうものの區別は、一体どこでおつけになるのでしよう。たとえば、金門、馬祖に第七艦隊が出かけていくのか、いわゆる戦闘作戦行動をやるつもりで出かけていくのか、ただ単にフィリピンのスビツ港に移動していくのか、そういう區別を一体どこでおつけになりますか。ただ単に補給、移動、配置がえ、こういうものは対象にならぬ、こういう単におつしやつたのです、そういうものを一々確かめ——確かめてみたところで、これは軍機です。これは今度は何の軍機です。軍の秘密です。日本に關係があれば、日本地域において戦闘をするという点であるならば、自衛隊にもある程度その作戦の平和と安全を守るというために日本には今現に戦闘行為が行なわれているといふ段階であれば、アメリカはみずから戦略、戦術といふものを、そうあけつぽろげに全部自衛隊にお話しになるとは私は考へられない。すなわち、アメリカの軍の秘密です。軍機です。こういう軍機を押し分けて、ほんとうの戦闘作戦行動のための移動か、普通の定期移動か、どうやつてお見分けになるのか、私はその秘密を伺いたいと思ひます。

○藤山国務大臣 これは交換公文ではつきりなつておりますように、日本の施設・区域を戦闘作戦行動に使用する場合に、事前協議の対象になるわけでありまして。それ以外のものは、事前協議の対象にいたしておらないのでございませう。

○飛鳥田委員 まあ一つ、あまりとばけないで、ちゃんとして私の疑問にお答えをいただきたいと思うのです。私、そんなに無鉄砲な、ばかばかしい場合を考へて伺つていないつもりです。横須賀の港あるいは立川の飛行場、横田の飛行場、こういうものを使つて行動をする場合を私は聞いてゐるのです。しかし、そういうものを使つて行動をする場合でも、移動もあれば、戦闘作戦行動のために出ていく場合もある。黙つて出ていかれた場合に、あなたの方では、どうやつてそれを區別されるのです。戦闘作戦行動に使うときだけしか事前協議にならぬとあなたの方はおつしやる。それで、う。それならば、戦闘作戦行動のためにこの基地を使うという断定を、一、二どちらの側でやるのですか。日本の側でやるのですか、アメリカの側でやるのですか。私は、その區別などというものを、失礼であります、外務大臣と防衛庁長官とお二方でおつけになれと、ちよつと想像がつかないのです。今の答弁の様子から見ても、特にそう思ひます。いかがでしょう。

○赤城国務大臣 戦闘作戦行動のために日本の施設・区域等を使用する場合には、事前協議の対象になつてゐますから、向こうから、戦闘作戦行動に出る場合には、事前協議として申し出があるはずであります。

○飛鳥田委員 わかりました。今の防衛庁長官のお話でよくわかりました。結局、事前協議はアメリカの側から、私の方でいよいよ戦闘作戦行動をお宅の基地を使つていただきますよという申し出があつたときのみ、すなわち、一方的な場合だけしか、事前協議といふものはない。こちらの側から、どうもあなたの方じゃ移動している、おかしいじゃないか、こういうことを申し出ることが、不可能であるといふことが

よくわかりました。戦闘作戦——こうして移動とか補給とかいうものをみんな除いてしまつて、一体事前協議の中に何が残るでしょうか。私は、アメリカが一方的に内容を決定する事前協議などというものに、もう国民は満足できないだろう、こう思います。日本とアメリカとは対等であつて、自主的である、そして相互に何ら強制せられないことなく、事前協議が行なわれ、日本はいやだと思えば、ノーと言ふのだ、こういうお話でした。だが、その言葉の下で、事前協議はすべてアメリカの申し出があつた場合にのみ行なわれる、こういうことであれば、私たちはいづれをどうしていいのかわかりません。せぬ、こう言わなければならぬわけですね。移動、補給、この問題を除外することがどんなに大きなものであるか、よくわかりました。

そこで、今度は行動から主体、対象に移つてみたいと思います。防衛庁長官に伺いますが、日本に根拠地を持つておると申しますか、日本の基地を使用している海軍というものは、一体どれとどれでしょうか。一つ教えていただきたいと思います。

○加藤陽政府委員 日本におります日米海軍というものは、横須賀に司令部がございまして、そのもとに、横須賀及び佐世保に、主として補給の任に当たる部隊、それから岩国と厚木に航空関係の部隊が来ております。これらは、しかし、作戦部隊ではございませ

ん。太平洋ほとんど全域における軍の申すのは、ハワイの米太平洋海軍のもとには、第一艦隊と第七艦隊がおるわけですが、第一艦隊の方は、主として補給を担当しておるよ

うでございませう。作戦実施部隊は第七艦隊でございませう。第七艦隊が、ほとんど太平洋全域にわたる防衛任務を担当しておるわけでありませう。これらが横須賀、佐世保にときどき入港するというのが実情でございませう。

○飛鳥田委員 そういたしますと、先般、第七艦隊は在日米軍ではないから、事前協議の対象にならぬ、こういう御説明がありました。が、外務大臣、それでよろしうございませうか。

○藤山國務大臣 第七艦隊でも、日本の区域・施設を使用して戦闘作戦行動をいたしますときには、事前協議の対象になります。

○飛鳥田委員 しかし、先ほど、第七艦隊が日本の区域及び施設を使って戦闘作戦行動に出かけていく、いかにかは、アメリカの申し出による、こういうふうな防衛庁長官は答えになります。そういうふうなことは、第七艦隊というものは、アメリカの意思一つによつて、事前協議の対象となり、あるいはならない、こういう結果になるのではないでございませうか。外務大臣、いかがでございませう。

○藤山國務大臣 施設・区域を使つて戦闘作戦行動の基地とするという事実がございませうれば、その事実の上に立つて事前協議をいたすわけでございませう。

○飛鳥田委員 事実があるというお話ですが、事実というものは、現実に施設及び区域を使つて戦闘行動に入つた場合には、事実が現れるのであつて、それでは事前協議じゃなくて、事後協議じゃありませんか。事後通告じゃありませんか。どうも私に落ちません。

○藤山國務大臣 そういう事実を前提として日本の施設・区域を使用するといふときには、事前に協議をいたすわけでございます。

○飛鳥田委員 ちつともわかりませう。もう一度こまかく教えて下さい。僕は頭が悪いのでございませう。

○藤山國務大臣 日本の施設・区域を基地として戦闘作戦行動をするといふことを、かりにアメリカがしたいといふときには、当然事前協議をしなければなりません。

○飛鳥田委員 先ほど、それは防衛庁長官が答えになつたじゃないでございませうか。日本の施設及び区域を基地として戦闘作戦行動を行なうとすると、これは、事前協議の対象にする、しかし、その場合に、日本の基地を使つて戦闘作戦行動に入るから入らないかという事実認定は、アメリカの申し出によるのだ、こうさつき防衛庁長官がおつたじゃないでございませうか。だから、アメリカがそういうふうな申し出てくることによって、初めて政府は事前協議ができる。だから、アメリカの自由意思によつて、事前協議が時に行なわれ、時に行なわれないといふことになつてしまふじゃないですかと私は伺つています。それによつて、伺つておつた、あなたは事実に基づいておつた。事実というものは、すでに事が起つたこととあります。そうなれば事後報告です。どうでございませうか。

○藤山國務大臣 私が申し上げた事実というものは、戦闘作戦行動に対して日本の施設・区域を使用するといふ事実、そういうことをアメリカが考えました場合には、当然事前協議をいたすわけでございます。

○飛鳥田委員 くだいお話は私にきらいな方なんです、アメリカが考えました場合には、そういたしますと、アメリカの主観によつて左右されちゃうじゃないですか。アメリカがあるな方にお話をしなければ、事前協議なしで、公然と行なわれてしまふといふ結果にならざるを得ないわけですね。それでは次の問題を伺いますが、第七艦隊は、今加藤局長のお話がありましたように、太平洋全域にわたつて防衛任務を担当いたします。そしてこの第七艦隊は、日本に駐留いたします。在日米司令官の指揮下にはありません。もしそうだとすれば、この第七艦隊を指揮しているハワイの太平洋地区司令官ですか、この方々とお話をしなければ作戦変更はできないわけですね。ところが、現実には、駐留に関する行政的な権利を代表している駐日米大使と、日本にいる第五空軍司令官と、赤城さんと、藤山さんとお話になつて、一体どうやって第七艦隊の行動を規制できるのですか。私はそのやり方を一つぜひ伺わしていただきたい。アジアにおける最大の戦力であり、また、事前協議の対象としてこれは大きなものでございませう、どうやって第七艦隊の行動を制約いたしますか、そしてまた、戦闘というものは非常に緊急を要するものでございませう、この緊急を要するものの中で、非常に短い期間にずばりそういう話し合いができるものかどうか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 御承知の通り、今回の協議機関においては、在日米大使が出席いたしますと同時に、ハワイにいます司令官が顧問として就任をいたしております。むろん、この事前協議

の話は、政府と政府の話でありますから、当然政府の代表者である駐日米大使が、政府を代表していたすのでありまして、アメリカの太平洋艦隊司令長官といえども政府の中の一つの機関であること、申すまでもございませう。従ひまして、その政府の代表者と話をいたしますことは、当然のことでございます。そののみならず、事前協議といふことがすでに条約にうたわれておりますから、瞬間的に協議ができないといふことではなく、あらかじめやういふ場合には協議をするといふ条約を作つておるのでございませうから、従つて、そういうことをやりま

す前には、アメリカ政府を代表して日本に協議があることは当然でございませう。

○飛鳥田委員 形式的なそういう御議論で、いざ現実に処して見て、一体やれるかどうか、私は非常に疑問を感じざるを得ません。従つて、私は、先般内閣委員会においても、軍事委員会のやうなものを作るのが、あるいは統合司令部のやうなものを作るのがかといふことを伺ひましたところ、それはいけません、こういうことでありませう。結局、今までの御答弁を拝聴いたしてありますと、第七艦隊が対象になるかならぬかは、アメリカの一方的な意思による、この結論をせざるを得ないわけですね。

それでは続いて、岩国の海兵隊はどうでございませうか。これは沖繩海兵隊の一部です。司令部は沖繩にありませう。従つて、これはすぐあなたの方の事前協議の対象にはしない移動として——本隊に戻っていくのですから、当然事前協議の対象ではなく、移動してしま

でしょう。そういったしますと、岩国の海兵隊もほとんど事前協議の対象にならないのじゃないか、こう考えるのです。

さらに、厚木の航空基地はどうか。ここでは、対潜哨戒機と第七艦隊に補給をする空母用の飛行機、いわゆる海上戦闘機、こういうものがあるだけだろうと私は考えております。これもふんばり、第七艦隊へ帰ってしまえばそれっきり、こういうことになって、一体、海軍で現実的に事前協議の対象となりそうなのは何か残るでしょう。これは加藤局長でも防衛庁長官でもけっこうです。

○赤城國務大臣 岩国の海兵隊でも、あるいは厚木の海軍の飛行隊でも、日本の基地を戦闘用として使用する場合には、事前協議の対象に当然なるわけでございます。

○小澤委員長 この際、横路節雄君から関連質疑の申し出があります。これを許します。横路節雄君。

○横路委員 赤城長官にお尋ねします。第七艦隊が横須賀、佐世保に入港したときでも、これは日米軍の指揮下には入らないのですか。

○赤城國務大臣 在日米軍の指揮下には入っておりません。

○横路委員 長官にお尋ねしますが、この第七艦隊が横須賀、佐世保に入港した場合、法律上には別に、防衛庁長官は、これに対して入港したということについての報告を受ける義務はないのですか。

○赤城國務大臣 法律的に報告を受ける権利は持っていますませんが、連絡は受けています。

○横路委員 今長官からお話がござい

ましたように、第七艦隊が佐世保、横須賀に入港した場合には、別に防衛庁の長官には報告されることはないわけですか。これは三月二十三日の参議院の予算委員会でも、ある質疑応答の中に出てきているわけですか。ですから、先ほどから問題になっていることは、外務大臣が、この点について、第七艦隊が横須賀、佐世保に入港して、それが戦闘作戦基地として、そこから行動する場合に事前協議の対象になるというが、大体横須賀、佐世保に入ってくることは、防衛庁の長官には何ら報告する義務はない。報告する義務がないものに対して、何でこれは事前協議の対象になりますか。長官は、全然これは報告を受ける義務はないのだ。ないものに対して、何でこれは事前協議の対象になりますか。

○赤城國務大臣 今度の条約が通過すれば、その条約によって事前協議の対象になります。

○横路委員 いわゆる合衆国の軍隊の地位に関する協定、この第五條は、これは前の行政協定の第五條を受けたわけですか。この行政協定の第五條を受けて、そこには何と書いてあるかというと、第一項については「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機が、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」これは「入港料又は着陸料を課せられない日本国の港又は飛行場に入港することができ、」こういう権利を与えられる。そして、たゞその第三項に「一に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。」適當な通告と

は、これは水先案内人に入るぞという通告をするだけ、長官、そうですね。これは通常の場合というのとは平常の場合だ。これが一たん戦闘状態に入った通常の場ではない。戦闘状態に入ったら通常の場合ではないから、そうすると、今度の合衆国の軍隊の地位に関する協定の第五條第三項で、横須賀、佐世保に入ってくる第七艦隊は、全然日本の水先案内人に対して、海上自衛隊の地方総監部に対して、何ら通知する義務がない。入港に対して通知する義務がないものが、いつ入ってきて、いつ出ていったかわからぬものが、何で一体事前協議の対象になりますか。なるわけありませんか。

○赤城國務大臣 入港した場合には、港務管理者または港長に通知をするものになっております。これは今度のいわゆる行政協定でも変更ありません。

○横路委員 長官、あなたは、三月二十三日の予算委員会でも、岩間正男君との質疑応答の中で、加藤防衛局長が言っておるじゃありませんか。横須賀、佐世保に入っていると、地方の総監部には連絡がある、そこから海上幕僚監部には連絡がある、防衛庁長官は通知を受けなくても何も法的にはかまわないのだ。横須賀、佐世保の地方総監部には入るぞという連絡がある。通常の場合です。通常の場合でも、そこから海上幕僚監部にまで通知があつて、あなたのとこにはないのですか。わざわざここに通常の場合と書いたのは、戦闘状態のようなときには、これは入港の通知すら、私が今申し上げた地方の海上総監部から海上幕僚監部にも通知がない。平常においても、防衛庁の

長官には通知がない。それをまして戦闘状態に入ったときには、全然通知がないように――私がいいかげんなことを聞いているのじゃないですよ。長官、これは前の行政協定に基づいて、そしてあなたが、三月二十三日の参議院の予算委員会における岩間正男委員との質疑の中で、はっきり言っている。しかし、その岩間君の質問の中には、この通常の状態においてというところを指摘してない。通常の状態のときだけ、地方の海上総監部から海上幕僚監部に通知があつて、通常の場合でも、防衛庁の長官は全然報告する義務を受けてない。まして戦闘状態になった場合には、全然通知を受けないのです。いつ入って、いつ出て行ったものか、戦闘状態においては全然通知を受けないものが、何で事前協議の対象になりますか。ならないではありませんか。

○藤山國務大臣 条約第六條の交換公文において、はっきりと、日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用を事前協議の主題とするというところ、条約上書いてあるものであります。通知のあるなしにかかわらず、戦闘作戦行動をいたしますときは、事前協議をいたさなければなりません。

○横路委員 それは外務大臣、外務大臣がわざわざ出て御答弁されたことはけっこうですよ。しかしそれは、第六條の交換公文で、日本の施設及び区域が作戦基地として戦闘作戦行動に使われるときは、なるほど事前協議の対象になります。しかし、合衆国の軍隊の地位に関する協定の第五條で、平常の状態においても、横須賀、佐世保

は、地方の総監部から幕僚監部に上がつて、防衛庁の長官には報告はない。ところが、戦時、戦闘状態のときにおいては、いつ入って、いつ出たか、これは入港に対しての通知も何らないのです。これが合衆国軍隊の地位に関する協定の第五條に書いてある（発言する者あり）勉強しない人がそういうことを言つて、よくないですな。

そこで長官、私は長官にお尋ねしている。あなたは当面の責任者なんだから、ほかのことならいいですが、合衆国軍隊の地位に関する協定の中で明らかに書いてあるじゃありませんか。あなたはおわかりでしょう。今私が読んだこの第五條です。そうすれば、戦闘状態に入ったときは、横須賀、佐世保に入港して出ていくことについても全然通知がないのに、何で一体事前協議の対象になりますか。何もならないじゃありませんか。私は長官に聞いています。これでも、長官、ありませんか。ならないでしょう。

○赤城國務大臣 第五條の第三項によつて、通知を港務管理者または港長が受けます。また、自衛隊として、防衛庁長官は直接受けてはおりませんが、横須賀の司令部から常時連絡を受けておりまゝから、入港した場合あるいはここを去る場合に、連絡は受けております。

それとは別といたしまして、先ほどから申し上げておりますように、今度の条約において、日本を作戦基地として日本から出る場合には、事前協議の対象になるということが、交換公文に書いております。でありますので、第七艦隊が作戦基地として日本の港湾を使うという場合には、当然これは日本

○赤城国務大臣 事前協議になる場合には、日本への配置の場合も事前協議になります。配置でなくて日本の基地を戦闘作戦行動に使用する場合も事前協議の対象になります。今の場合は後者であります。

○横路委員 それでは、長官にお尋ねしますが、この第五条——私が今言う第五条というのは、合衆国軍隊の地位

次に私お尋ねしたいのは、第七艦隊の装備については、どういう装備が行なわれようと、装備についての重要な変更がどうあろうと、これは事前協議の対象ではないですね。その点はどうなんです。

くる。その入ってくるときに、領海の前できちんととめて、その核装備についてははずせと言うのですか。そういうことが事実上行なわれていますか。長官、やはり一時のがれでなしに、事前協議の対象にならないなら、ならな

必ず事前協議をして、そうしてそれについてノーならノーと言って、そうして入ってくる、こういうわけですか。

私は二つお聞きます。

○赤城国務大臣　核装備をしているという前提のもとですが、そういう前提

ノーと言ったら、横須賀、佐世保には入港しない、こういうわけです。

○赤城國務大臣　日本では核装備を——入ってきても困るという日本の情勢というものはよく知っておるわけであります。でありますから、第七艦隊が

○横路委員 今長官のお答えになったように、核装備をして入ってくる場合には事前協議の対象になる、こういうのではありません、それがお尋ねしておるのは、核装備をして入ってくる時には事前協議の対象になるのだから、そ

のときには、核装備は困ります、ノーと言おうというのですから——何べんも総理大臣や外務大臣は、ノー、ノーと言おうというのですから、ノーと言ったときには、第七艦隊は横須賀や佐世保には入港しないのですね、こう聞いておる。そう聞いておるのですよ。

○赤城國務大臣 核装備をしてくるときと、してこない場合とあると思えます。核装備をしておる場合には、ノーと言おうのですから、入ってきませんし、核装備をしていないときは、第七艦隊は入りません。

○横路委員 それでは、長官にお尋ねしますが、核装備をしているときには、ノーと言おうから、入ってこない、核装備していないときには、イエスと言おうから、入ってくる、その第七艦隊が核装備をしておるかどうかということ、どこでそれを査察するのですか。

今度来る第七艦隊は核装備をしていない、だから、イエスだ、今度来た第七艦隊は核装備をしているから、ノーだということ、日本政府は何によって査察するのですか。どこに権限がありますか。

○赤城國務大臣 査察とか何とかという問題じゃありません。条約を締結いたしましたから、条約の趣旨に従って、信義誠実の原則に従って、(笑)自分たちが日本の考え方を侵して入ろうということはしない……。

〔発言する者多し〕
○横路委員 私は、長官が二つに分けて、核装備をしていないときは入港してもらおう、核装備をしているときには、事前協議でノーと言って、入港をお断りするのだ、こう言ったから……(発言する者多し) 長官が言ったか

ら、私は聞いています。そうすると、その核装備をしているとか、していないとかいうことは、第七艦隊から防衛庁長官の方に、今度おれの方は核装備をしているが、どうなのか、今度おれの方は核装備をしていないが、どうなのかというこの通知があるわけなんです。

○赤城國務大臣 核装備をしなれば、あえて通知は必要ないでしょうが、核装備をして入ってくるときには、核装備をして入りたいけれども、事前協議をしたいが、どうか、こういうことになると思います。

○横路委員 いや、赤城長官、私は、それはいいぶんづかい答弁だと思えます。それでは、第七艦隊が横須賀、佐世保に入るときに、核装備をしているが、入ってもいいかどうかということ、第七艦隊の司令官からくるのですか、それとも、ハワイにいる太平洋軍の司令官からくるのですか、それとも、アメリカ大使からくるのですか。

それから、第七艦隊は在日米軍の指揮下にはないのですから、日本の政府、外務省、外務大臣並びに防衛庁長官に対して、今度の第七艦隊は核装備をして入るが、入ってもいいかどうか、核装備をしていないが、どうかということは、どこから通知があるのですか。

○赤城國務大臣 先ほどから外務大臣が御答弁申し上げていますように、事前協議は政府と政府との協議であり、まことに正式には外交ルートを通じて話があると思います。

○横路委員 これは、条約並びに合衆国軍隊の地位に関する協定の第五条、これからいって、私は防衛庁長官の御

答弁は非常に苦しい答弁だと思ふ。

なお、この問題について防衛庁の長官から、第七艦隊については、核装備をするときには通知がある、また、核装備をしていないときには通知はない、こういうことですが、このことは、第七艦隊については核装備をしていない場合もあるということを政府みずから認めになったわけですね。(「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり) この問題は、今の条約並びに行政協定では、第七艦隊について核装備されていくかどうかについては、相談も何もない。第七艦隊については、去年の六月ないし八月に全部核装備が終わっていることは、公の機関でこれを発表しているのです。(発言する者あり) きょうは関連質問ですから、これで終わりますが、長官、これはやはりわれわれも議論をしているのですから、条約並びに合衆国軍隊の地位に関する協定で、そういう点は正しくここで答えをいたしたい、第七艦隊が、日本政府に対して、今度核装備をしていないから、入るぞ、今度核装備をしているから、事前協議の対象にするが、どうか、こういうことが事実上行なわれるものですか。しかも、この合衆国軍隊の地位に関する協定第五条の第三項で「通常の状態」——通常の状態とは、合衆国軍隊の利益に相反するようなことのない場合です。ところが、戦闘状態に入ると、入港する、あるいは港から出るということが、軍事上の作戦の機密に触れる場合においては、全然通知の義務がない。しかも、長官は、参議院の三月二十三日の予算委員会ですべて言っているじゃありませんか。地方総監部に対して入港の通知があって、海

上幕僚監部には入港の通知があるけれども、法的には、防衛庁の長官には何ら入港の通知をする義務はない。それが今度の新しい協定でもそうになっているものを、それをそういうように——私は率直に言つて、これは長官の強弁だと思ふ。これは苦しい答弁だ、しいて理屈をつけた御答弁だと私は思ふ。しかし、私は関連ですから、この程度でやめておきます。

○飛鳥田委員 私と委員の横路さんの質疑を通じて、海軍に関する限り、アメリカの意思によって、事前協議が始まり、アメリカの意思によってきまつていくということが明らかになってきたような感じがいたします。

そこで、今度は空軍の問題について伺いたいと思ひますが、今までこの委員会でも他の委員会でも出ていない点だけを拾つて伺ひます。と申しますのは、日本には第五空軍が駐留をしていて、この第五空軍の司令官は府中にある。これも御存じだろうと思ひます。さらに、この府中にある司令官のもとに、日本国内では、三沢に三十九師団、板付に四十一師団、この二つが存在をいたしますことにあやまちはないだろうと思ひますが、この点はどうか。

○赤城國務大臣 府中に司令部がありまして、三沢に、連隊といひますか、飛行隊があります。板付には四十一師団の司令部はあります。

○飛鳥田委員 そのほかに、第五空軍の一部、第五空軍の指揮下にある部隊が、南鮮の大邱に駐屯をしておる。これはたしか三百十四師団といわれてい

く承知しておりますが、朝鮮に飛行隊がおります。

○飛鳥田委員 さらに、第五空軍の一部が沖繩にも駐屯をしておる。三百十三師団と呼ばれておるように思ひますが、これはどうでしょうか。

○赤城國務大臣 沖繩にもあります。

○飛鳥田委員 そこで、私非常に疑問が出てくるのですが、韓国の大邱に駐屯をしている部隊は、第五空軍の命令下に動いているわけですか。沖繩に駐屯している部隊も、府中の司令部のもとに行動をしているわけですか。そういったことではあります。

が、もし南鮮で問題が起こつて、第五空軍の一部である大邱の部隊が、府中の指揮命令に基づいて行動を開始する、こういうことはあり得るだろう、戦闘作戦行動をやる、こういうことになると思ひます。そうした場合には、その司令部は東京の府中にあるのですから、向こうは、当然、日本が第三国性を失つたものとして、この府中の司令部を爆撃してくるということも許されるのではないだろうか、あり得るのではないだろうか、こう私は考えます。

もしそうだとするならば、朝鮮の大邱に駐屯している第五空軍の一部すなわち、府中から指揮命令を受けている一部、これが戦闘作戦行動をやる場合も事前協議の対象といたしませんと、結局戦火が日本に及んでくるということにならざるを得ないのではないだろうか。この大邱における第五空軍の一部は、事前協議の対象となりますか。

○赤城國務大臣 事前協議の対象になりません。

○飛鳥田委員 もし事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度、事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度、事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度、事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度、事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度、事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度、事前協議の対象とならないとすれば、事前協議という制

度を設けた基本的な趣旨に反するので
はないだろうか。日本が不必要に戦火
の中に巻き込まれたくない、そして日
本人の判断によって事を処したい、こ
ういうことが、事前協議というものを
この条約の中に大きく浮かび上がらせ
た基本的なものであろう、こう私達は
理解しております。そしてそういう
あなたの方の御趣旨がはたして生かされ
るものかどうかと思つていろいろ考え
てみますと、こういう問題にぶつかり
ます。これでは大邱の第五空軍の一部
は自由自在に戦闘をし、それがちゃん
と日本に戦火を巻き込んでくる原因に
なるんじゃないですか。なぜ事前協議の
対象にできないのか。日本に駐屯して
いるかいないかは決して重要ではあり
ません。先般申し上げたように、府中
にある司令部が命令を發して戦闘作戦
行動をやるのですから、当然、府中の
施設及び基地を使って戦闘作戦行動に
入っているものだと考えるより仕方が
ないじゃないですか。なぜこれが事前
協議の対象にならないのですか。こん
なに事前協議の対象を狭く狭く狭く解
釈して、アメリカ軍の自由をみんな許
してしまふというやり方に対して、私
たちは疑問を持たざるを得ません。

もう一度伺います。沖縄だとか大邱
にある第五空軍の一部が、府中の第五
空軍の指揮命令に基づいて戦闘作戦行
動に入るといふことは、事前協議の対
象とならないのですか、なりますか。
○赤城國務大臣 日本に駐留して
在日米軍は、日本防衛のためだと思
います。それと違ふ意味で駐屯してい
るものに対して日本の司令部から命令
をいたしたといふにしても、それは日
本の防衛と関係ない場合が多いと思

ます。大体関係のないことだと思いま
す。でありますので、これを、日本の
基地を使う行動としての事前協議の対
象に入れるのは、筋が通つておらな
いと思ひます。

○飛田委員 日本に基地、すなわ
ち、施設及び区域を米軍が利用するの
は日本の防衛のための御説明で
すが、もう一ぺん条文を読んでいただ
けないでしょうか。ここには、極東の
平和と安全を守るためにというふう
なっているのだから、日本を防衛す
るために、それだけで、こういうふ
うには書いてないのです。いかにあれ
でも、私たちだってそのくらいは知っ
ています。当然、そういうことを理由
として日本に戦火が引き入れられて
いくのです。その点における長官の御答
弁の錯誤が一つ、もう一つは、かりに
極東の平和と安全並びに日本の平和、
こういうふうな二つのテーマを設定し
たとしても、朝鮮における戦闘とい
うものは、日本の平和に無関係です。

○赤城國務大臣 日本の平和と安全
は、極東の平和と安全に無関係があるこ
とは当然です。ただ、大邱及び沖縄
は、日本の基地を使用しての場合であ
りませんから、事前協議の対象になる
というわけではない、こう申し上げた
次第であります。

それから、朝鮮における問題が日本
の平和と安全に無関係でないかといふこ
とであります。これは非常に無関係が
あります。

○飛田委員 一つの軍といふもの
は、前線の部隊と司令部とを分断し
て、これはこれ、これはこれといふよ
うな説明のできるものでしょうか。私
はそれは思えないのです。私は、専門

家の赤城さんがそういうことをおっ
しゃるのにはちょっと驚きました。防
衛庁の長官は、北海道に駐屯してい
る部隊と無関係です、こんなばかげた話
は、一体どの国で通用するの、か、
ちよつと私は伺いたいと思ひます。こ
れは余興です。

○赤城國務大臣 日本における私の場
合と北海道の部隊と非常に密接な関係
があることは、当然でございます。在
日米軍としての第五空軍と、大邱にお
るアメリカの空軍、これは、日本から
見れば、国が違つておるのだから、
見れば、向こうの空軍から見れば、
これは指揮系統は一つになっておりま
す。これは当然そう考えます。

○飛田委員 一番アジアにおいて問
題があるのは、私は、やはり朝鮮半島
である、こう考えているわけですが、そ
してこれは自民党の方といへども、ど
の方といへども、その御否定にはなら
ないだろうと思ひます。一番危険な地
帯に、日本の府中の指揮下にある一部
隊が駐屯しておつて、日本の府中の第
五空軍の指揮命令によつて戦闘作戦行
動を行なうわけですよ。それを日本の
側から見れば、日本の土地の中にいな
いから在日米軍ではない、こんな形式
的な區別で問題を解決してほんとうに
いいだろうか、こう私は考えないわけ
にいかないのです。それはきつと私だ
けではないに違ひない。日本国民全体
と言つて、自民党の方々にしかられま
すけれども、相当な部分の人たちが私
と同じような危機感を持つていられる
と思ひます。その場合に一体どうなり
ます。当然、南朝鮮の大邱に在る空軍
被害を与えた相手国、その国は、十ば
一からげにして府中もやつつけよう、

沖縄もやつつけよう、朝鮮もやつつけ
ようといふ考え方をせざるを得ないで
しょう。現に先ほど石橋君の質問に対
して、もし日本に対して攻撃があつた
場合には、座して死するわけにいか
ないから、その基地をたたくと言つた
じゃないですか。反対の側からも同じ
ことが言えるでしょう。大邱における第
五空軍の一部をたたいて事が済むのな
らば、戦争なんて簡単ですよ。これは
その司令部をたたくというのが当然の
ことじゃないですか。従つて、この問
題を少なくともあなたの方が事前協議
の対象になさらないとするならば、その
事前協議はしり抜けですよ。しかも、ア
ジアにおいて一番危険な地帯に在るの
です。これでは、事前協議、事前協議
と、岸総理が何べんおっしゃつてみた
ところで、国民は、何だ、また言つて
やがらあという程度にしか聞きません
よ。どうでしょう、岸総理、私が今申
し上げたことは、そんなにむづかしい
戦術上の問題ではありませんか。明敏な
あなたですから、お聞きいただいても
う十分事態は御理解になられたと思
ひますが、総理、この問題については
いかがでしょう。

○赤城國務大臣 ……

○飛田委員 私は総理に伺つておる
のであります。赤城さんがお答えにな
るのはけつこうですが、総理がお答え
になりましたあとで、政府委員として
御自由に御発言して下さい。

○赤城國務大臣 大邱における空軍が行
動を起して紛争に巻き込まれ、それ
によつて、司令部である日本における
第五空軍が爆撃を受けるだろう、こ
ういふ御心配のようであります。しか
し、前提において非常に簡単に考え過

ぎておると思ひます。朝鮮の飛行隊が
そういう行動を起すには、軽々しく
行動を指示するのには、日本の空軍は、
日本の基地を攻撃されるような状況の
もとにおいて命令をするというふうな
ことは考えられません。そういう紛争
が起るというふうな事態に処して
は、もつと大所高所というのか、大き
い立場から行動を命令すると思ひます。
でありますから、それを簡単に日本
が攻撃されること——これは朝鮮と日
本の第五空軍の指揮系統からばかり考
えて、日本が直ちに攻撃を受けるよ
うな事態を起させようとする仮定とい
いますか、そういう想定をされること
は、少し早計だと思ひます。

〔総理答弁〕と呼び、その他発言
する者あり〕

○岸國務大臣 ただいまの飛田君の
御質問に對しましては、防衛庁長官が
先ほどからお答え申し上げております
通り、この事前協議の対象となる問題
は、要するに、日本の施設及び区域を
作戦行動のために使用するという場合
に、これを事前協議にするということ
であるわけでありま。今お話の、第
五空軍の大邱における飛行隊が行動す
るという場合において、ただ府中にあ
るところの空軍司令部の指揮のもとに
あるというだけで、直ちに日本
の施設・区域を使用しての作戦行動と
見るといふことは適當でなからう、私
はこう考えております。これが先ほど
から防衛庁長官がお答えをしておるこ
とでありまして、なお、その事態がい
ろいろ非常に慎重な考慮を要するとか
いふようなことは當然なことでありま
して、これは言うを待たない。本質的

に考えると、われわれはそう解釈いたしておるのであります。

○飛田委員 二の問題があります。前半は、防衛庁長官でなくてけっこうです。もつと専門の方に伺いたいと思います。もう一つは、防衛庁長官あるいは総理に伺いたいと思います。

まず第一に、ここには戦闘作戦行動と書いてあります。ミラタリー・コンバット・オペレーションズと、たしか「ズ」と、複数になっているはずで、戦闘作戦行動、この中には指揮という行為を含まないのですか。僕は初めて伺った珍説なんです。当然、戦闘作戦行動という言葉の中には指揮、命令を含み、作戦を含む。そういうものを含みからこそ、ミラタリー・コンバット・オペレーションズと、Sになっているはずで、何か長官や岸総理の戦術観念というものは、もう最前線に立つて小銃が何かをどんどんばちばち撃ち合っているところだけを戦闘作戦行動とお考えになっているようです。少し古くないじゃないでしょうか。今は、いかに戦術を立て、いかに指揮をするかというところにむしろ重点が置かれてそれに即応した最前線における戦いというものが、また並行するのです。こういう点から考えれば指揮行為、それも、単にお前はあっちへ転任だというような程度の指揮と違って、現実の戦闘作戦行動に対する指揮、これは当然第六条に関する交換公文のミラタリー・コンバット・オペレーションズの中に入るものだと思ひます。もし入らぬというお説ならば、それをはっきり一つ防衛庁の専門家から伺いたいと思ひます。私は防衛大学の教科書などもひっくり返して見

ました。ちゃんと入ってますよ。この点一つです。

それから、第二の問題は、それは、もちろん慎重な行動がとらるべきはありまして、そう軽率に事を処せられては世界の人民がたまりません。もちろん慎重な準備の上にやる、これはわかります。ですが、上手の手から水が漏れるという言葉もありますように、やはり自分の意思通りにいくんということだけを考えることは不可能でしょう。あなたの方の観念は、いつでもアメリカが勝つ、こういう観念の上に立っているようにしか聞こえません。幾つかある可能性の中で、今申し上げたように、大邱の空軍部隊が戦闘を開始して、指揮命令所であるところの府中にまで戦火が及んでくる場合も相当可能性として強いのではないかと。これオンリーだなんて私は言っていない。そういう可能性も予測しなければならぬ。国の安危にかかわることですから、少なくとも、あなたの方政府の当局者、また私たちは、できる限りの場合を考えて、そのすべてを包括するような態度をとっておくことが重要ではないだろうか、こう思うから私は申し上げているのです。よく仮定の論議とか何とかいうお話が出ましたが、あり得る仮定は当然予測し、これに対して防衛の措置をとっておくことが政治家の任務です。当然、私の申し上げたような場合が、相当濃く可能性としてあり得る、私はこう申し上げたのであって、あなたはその可能性を決定的に否定せられる根拠をお持ちならば、一つその根拠を伺わしていただきたい。ばく然として、みんな慎重にやるから大丈夫でしょう、こういうこと

では国民がたまりません。こういうことまで慎重にこまかく考えていただくこと、それ自身も国の防衛という言葉の中に含まれるはずで、二つの問題について、前とあとに分けて伺わしていただきたいと思ひます。

○赤城閣僚大臣 戦闘作戦行動に指揮が入るかどうかと言われますが、これは、行動と一体となった場合はもちろん入りますが、指揮だけでは入らないと思ひます。たとえば第五空軍が朝鮮の大邱の空軍を指揮したということだけで、戦闘作戦行動で日本の基地を使ったということにもなりませんし、それは入らないと思ひます。

それから第二の、慎重にやれということ、は、こういうことです。私は、慎重にやらなければならぬ。この条約によりまして、戦争や紛争を起こすための条約ではありません。でありますから、大邱の飛行隊を動かすということについて、府中の第五空軍が命令するにいたしても、その命令の結果が日本の基地を爆撃されるようなことであろうという場合には、これは第五空軍だけの命令ではなく、もっと極東の大勢を見きわめた、上の方からそういうことに対しては命令が出るだろう、でありますから、簡単に、府中から命令を出して日本の基地が攻撃されるような、そういうことは慎重を欠くので、私はやらないという見通しを持っています。また、当然だと思ひます。条約そのものが、極東を、朝鮮を中心とした紛争に巻き込まうというのじゃありませんから……。巻き込まうというのであれば、そういう軽率なことをやるかもしれませんが、そうでない場合には、もっと大所高所、上部

の方から命令が出たり、慎重な命令によつて行動されることになる、こういうふうには私は見ておるわけであります。

○飛田委員 慎重に大所高所から命令がくるとおっしゃる。それなら、当然あなたの方またこの問題について事前協議の対象とせられる必要があるのではないですか。事前協議の対象から軽々にこういう問題をはずしてしまふことも少し軽率じゃないだろうか、こう私は考えざるを得ません。同時にまた、指揮ということが、現場で行なわれている戦闘を指揮するだけで、地域的に離れていけば、もうそれはミラタリー・コンバット・オペレーションズの中には入らないというお考えは、それはきつとお取り消しにならないでしよう。しかし、日本じゅうの人がこの速記録を読んで笑いますよ。今は、もう無電によつて地域的な距離というものも克服されているのです。従つて、地理的に百里離れているか五里離れているかなどということは問題の重心にはならないということの一つよく考えていただきたいと云います。私たちは、こういうものも当然事前協議の対象たるべきものとあなたの方がおっしゃると思ひます。ところが、そこが、それをはずしてしまつたのでは、日本に戦禍が及ぶ火種を公然とお認めになった結果としか思ひません。

同様な事例ですが、こういう点はどうでしょう。立川の飛行場は、太平洋地域航空資材廠付属の飛行場ということになっております。私も何べんか中を見せていただきましたが、この中には膨大な修理工場ができておりまして、こうして極東地域の飛行機は、破

損をいたしますとここに飛んで戻ってきます。修理をしてまた戻ります。また、いろいろな補給をやり、立川にやってきました。すなわち、一々アメリカ本土まで持つて帰って修理をしたのでは追つかないのです。なぜかといへば、戦闘行為を行なっているさ中には一刻の時間もほしいから、そこで日本の立川の飛行場の中に太平洋地域航空資材廠というものを設け、この修理工場を使っている。アジアの極東地域における飛行機のセンターといつて差しつかえない。ここにはグロブ・マスターなどという大きな飛行機に積まれて、アメリカ本土からあとからあと大きな資材が運ばれているのを御存じだろうかと思ひます。私たちは砂川闘争でこれによく見ました。もしそうだとすれば、そういう補給所あるいは修理工場、こういうところは、当然戦う戦力の一部だと考えないわけにいかないのではないかと。従つて、沖縄なり朝鮮なりで戦闘が起つた、その場合にその修理工場、補給所をたたくということはあり得ることではないでしょうか。こうなつて参りますと、当然立川の飛行場に付属してある太平洋地域航空資材廠というものの活動それ自身についても、あなたの方は事前協議の対象として十分御相談になつておかなければならない部分だろう、こう私は思ひますが、いかがでしょう。

○赤城閣僚大臣 先ほどお話がありましたように、軍隊の指揮が無電やその他遠くの方からやることは承知でございます。ただ、問題になっている戦闘作戦行動の基地として日本の基地を使用する場合を私は申し上げておるの

で、そういうものの典型的なものは、戦術任務を与えられた航空部隊とか、空挺部隊とか、上陸作戦部隊等の発進基地としての施設・区域を使用する場合、これが事前協議の対象で、その場合の戦術作戦行動を申し立てるのでありまして、一般的に御説明と飛鳥田さんが説明されているものと、その点は私は違つて申し上げたのであります。

それから、立川等におきまして、修理あるいは補給の機能を持った部隊がある、これに對しまして攻撃をされるおそれもあるんじゃないか、こういう御心配でございます。全然攻撃されないという保証もないと思ひます。しかし、あえてこういう修理工場等を攻撃するということに對しましては、やはり日本を敵とするといひますか、日本を攻撃するという意思が相手方になければ、そういうことはあり得ないと思ひます。そういうことまで言ひしてやるということにつきましては、これは相当冒険であり、極東の紛乱も拡大した場合に修理工場等を攻撃するというようなことはあり得ない、私はこういうふうに考へます。

●飛鳥田委員 現実に一例を、わかりいように、大邱で戦闘が始まつた、そういう場合にとつてみましょう。向こう側にしてみれば、たいていもたいていでもすぐ立川に返つて、修理して戻つてきてしまふ、そして戦力はますます増大していくことになる、その補給基地をたたくことになれば、もう戦術上の当然の常識じゃないでしょうか。私は、補給もまた戦術作戦行動の一部なりと考へておるわけですから、あなたの防衛大学の教科書にもそ

う載つておりました。この国会における御答弁では、無関係だとおっしゃる。そういうふうには、現実に接した、目の前でどんなにばちやつておるところだけに限定をしようという考へ方自体が古くはございせんかと私は何ていふわけですか。今申し上げたように、修理工場、補給基地というものは、またそれが戦術作戦力を増強するものである限りは、戦術作戦行動の一部と考へていくのが当然だろうと私は思ひますが、これについても、あえてそうでないとおっしゃるのですか。

もし、そうおっしゃるのなら、はつきりおっしゃつておいていただきとうございします。そういう速記録を防衛大学の学生諸君にお送りして読んでいただきましょう。

●赤城國務大臣 どうもあなたは一般の場合と事前協議に極限された場合とを一緒にして御議論されておるようですから、その点は、私と非常に違つたところが多いのであります。そうしてまた、戦争をやるという前提のもとに、戦争が起るという前提のもとに、日本が直ちに攻撃されるという前提のもとにお話しのようにございしますが、私は、今度の条約におきまして、あるいは事前協議におきまして、紛乱に巻き込まれない、戦争を起したくない、そういう前提のもとで、慎重に配慮されたものがこの事前協議であると思ひます。でありますので、一般的に古い觀念からいへば、補給基地でも修理工場でも攻撃します。しかし、新しい觀念からいへば、相手方を攻撃しないということが建前でありまして、なるべく戦争を避けるという考へ方で、これは、日本に修理工場があつても、直

ちにそれを攻撃して戦乱に日本を巻き込もう、日本を敵として戦おうというやうな古い考へ方は持つていないのじゃないか、こう考へます。

●飛鳥田委員 結局、今の長官のお説は、相手方の善意を信じますというこゝとに尽きるだらうと思ひます。多分、日本を戦乱に巻き込まないためにやらないでしよう、こういうことに尽きてゐると思ひます。私は、そういう単なる希望の観測だけで問題を処理していくことについては反対です。しかし、もうこれ以上私はこの点についてあなたに質疑しようとは思ひません。すべては、こうした速記録を読んで下さる國民が知つてくれるでしょう。

そこで、今まで私は事前協議だけに集中して問題を伺つてきましたが、事前協議に關する問題を一応ここでとめて、次に伺ひたいと思ひます。これは、自衛隊の性格と行動の問題であります。これは新安保条約の事実的な基礎となつてゐるだらう、こう考へますので、この点について、新安保を論ずる以上論及をしないわけに参りませぬ。まず、私、冒頭に藤山さんに伺つておきました、日本の自衛隊といふものは、米軍のあの先で使われるものではない、自主的なものであつて、作戦の打ち合わせ、まあ、連絡とおつしやいました、連絡、あるいは第四條における協議、五條における共通の危険に對処して行動をする、そういう場合においても自主的なものであつて、決して向こうのあの先で使われるものではない、こういう御説明があつたように思ひますが、そう信じていらつしやいますか。

●藤山國務大臣 その通り信じております。

●飛鳥田委員 多分、そうお信じになつていらつしやるだらうと思ひますが、はなはだ失礼であります、二、三の事実をあげて、外相にお考へ直しをいただきたい、こう私は考へます。その第一の事実として、長官に伺ひますが、日本の自衛隊はガソリンをどのくらい補給していらつしやいますか、あるいは弾薬をどのくらい補給していらつしやいますか。

●赤城國務大臣 補給という言葉がわかりませんが、事務当局から答弁させていただきます。

●飛鳥田委員 持つてゐるという意味です。貯蔵という意味です。

●飛鳥田委員 一つを、ぜひ一つ藤山さんに見ていただきたいと思ひます。たとえばガソリン、ガソリンは、軍隊の活動のためには欠くべからざるものです。戦術作戦行動などというりっぱな言葉をさつきから私たちは使つております。ところが、陸上自衛隊、航空自衛隊はランニング・ストックを持つてゐる程度だ。何日走れますか。かりに防衛の現実の段階に入つたら、せいぜい三日と持たないのじゃないでしょうか。そこで、さすがに経団連の防衛生産委員会ですか、その人たちも心配して、もっとガソリンを貯蔵しろ、こういうようなことを進言したはずですが、しかし、現実に、もう三日か四日しか走れない軍隊、走れない飛行機、走れないトラック、走れない装甲車、こういうのが今の現実です。それから、弾薬については、あるものは数日、こうおっしゃる。今一番自衛隊で欠けてゐる弾薬は、少なくとも小口径の弾丸です。大口徑のものは何日分かつていらつしやるでしょう。しかし、これも一月分以上持つていらつしやるとは私は思ひません。最前線の兵隊さんこそいひ迷惑ですよ。現実に戦術行動を行なつてゐる最中に、三日たつたら、もうたまは切れちゃう、こういうことになるでしょう。これは一体何を物語るかといふことであります。私は、これを名づけて貧血の自衛隊と言わなければいけません。ところが、この問題を、私は今まで何べんか伺つてきたのです。と申しますのは、木村防衛庁長官のときに、私は、自衛隊のガソリンはどのくらいお持ちですかと聞きまして、平時の一カ月分でございます、こうお答えになりました。

●飛鳥田委員 多分、そうお信じになつていらつしやるだらうと思ひますが、はなはだ失礼であります、二、三の事実をあげて、外相にお考へ直しをいただきたい、こう私は考へます。その第一の事実として、長官に伺ひますが、日本の自衛隊はガソリンをどのくらい補給していらつしやいますか、あるいは弾薬をどのくらい補給していらつしやいますか。

した。それから四年、伊能防衛庁長官のときに、また再び伺いました。すると、また一カ月分とお答えになりました。今はもっと少なくなつてランニング・ストックしか持つていない、こういうことであります。これは何を物語るか。その間にあなた方はロッキードをお買いになり、その間にサイドワインダーをお買いになり、その間に三十五トン・タンクをお買いになり、何とかという警備艦をたくさんお求めになりました。しかし、買ったこれらのものはちつとも動けないのです。すなわち、五年も前でも一カ月、四年たつても一カ月、今では一カ月もない。これは何か。最後の首根つこをアメリカに押えられているということじゃないでしょうか。アメリカが備蓄を許さないのです。こうなれば、一体自主独立、対等作戦などおっしゃつたって、三日目にはアメリカさんにガソリン下さい、たま下さい、こう言わなければ動けない軍隊なんですよ。こういう現実を見ながら、なおかつ、あなたは対等だ、こうおっしゃるのか。私は、はなはだ疑問に思ふのです。言葉だけはいかに何べんでも言えます。しかし、現実を見よ。こういうことになつて参りますならば、私は、この現実の上に立つてのみ事実を言うべきではないか、こう思います。一体、こういう形で日本の自衛隊が米軍の従属的な立場に立たされているという事実を、藤山さんはどうお考えになるでしょうか。

○藤山國務大臣 日米間の対等の関係というのは、単にガソリンの保有量だけではないと思います。やはり両国は緊密な連絡の上に立つておるわけがないまして、むしろ、ガソリンも、足り

ない場合に協力していくということは当然でございますけれども、それで卑屈になる必要はないと思います。私は、卑屈になつてそういう交渉をする必要はないのだ、対等の立場でいく、こういうことを考えておるわけでございます。ことに、今回の条約は國連に準拠しておることは申すまでもないのでございます。従ひまして、他國から侵略を受けて、そうして発動した場合には、國連の安保理事会にも直ちに通報いたしまして、その処置を待つわけでございます。そして、正當づけられれば、それによつてさらに日米協力の関係の上にも大きな力になつて、あるいはそれを処置していく場合もございましょう。そういうことでございまして、必ずしもガソリンの保有量だけで日本が卑屈になるということはないと考えております。

○飛鳥田委員 言葉だけではどうにでもおっしゃれます。しかし、現実においてこの問題を一つ見ても、米軍に從属せざるを得ないのではないか。これは力関係です。そこで、第二の事実を申し上げましょう。一体、自衛隊は年間どのくらいの不動産関係の予算を組んでいらっしゃるか。すなわち、施設、兵舎、こういう問題について、どのくらいものゝ組んでいらっしゃるのか。

○山下政府委員 本年の予算におきまして、施設整備費は五十四億二千一百万円でございます。

○飛鳥田委員 そのうちで、現実に不動産関係と申しますか、基地に使うものは二十億程度じゃないかと私は思いますが、どうでしょうか。

○山下政府委員 基地と申されます意味がよく理解いたしかねますが、広い意味におきましては、大体自衛隊の基地に關係するものがこの施設整備費に包含されておるわけでございます。

○飛鳥田委員 その数字そのものについて、私はそこだわるわけではありませんが、千何百億もの予算のうち、ほんのわずかな施設費、こういうものしかお持ちにならないというところは、一体何を物語るのだろうか。すなわち、それは自衛隊が実は米軍の施設にほとんど同居をし、おんぶをして、間借りをして、おんぶをしようとする、間借りをする、世界じゅうのどの軍隊を調べてみても、こんなにもわずかな施設費しか計上していない軍隊は少ないのではないかと。自衛隊が米軍の施設を共同使用している部分というのは一体何か所ありますか。

○山下政府委員 個所数にいたしまして四十八カ所でございます。

○飛鳥田委員 四十八カ所と申しますと、自衛隊の大部分と申すに過ぎず、自衛隊は現実にアメリカの基地に間借りをして、間借りのお金、兵舎、こういうふうにはよく言いますが、こういう間借りのお金という条件の中で、一体どれだけ対米從属的な性格を脱却できるのか、こういう疑問を私は持たざるを得ません。ガソリンだけでは、こうおっしゃいましたから、もう一つの実例をあげてみたわけです。まだまだこういう例をあげればたくさんあります。外務大臣いかがでしょう。

○藤山國務大臣 先ほども申し上げましたように、単に、日本の自衛隊の裝備あるいは補給量、そういうものだけでも、日米が對等に話し合ひをするのを妨げるものではなく、また、それだけで日本が卑屈になつて、そうして、何か非常な從属的な氣持になつて、アメリカに對する必要は、私は毛頭ないと思ふのであります。兩國のそれぞれの健全なる民族意識の上に立ちまして話し合ひをするということ、は、對等の立場だと考えております。

○飛鳥田委員 時間もありませんようですから、そう私の方も同じような例をたくさんあげるのを差し控えます。これは藤山外相に一番關係がありますから、一つだけ同様な実例を申し上げておこうかと思ひます。たとえ、軍の行動をする権利、こういう点を一つ見ましても、自衛隊法第三百条、第四百条によつて、自衛隊は特に他の官庁に優先して、あるいは一般國民に優先して鉄道を使つたり、電信電話を使つたりすることができるといふ規定があります。これは防衛出動のときだけです。平時にはその権利がありません。ところが、行政協定の七条を見ますと、米軍は戦時中、平時を問わず、場合に処して、優先して一切の公共の施設及び役務を利用することができるといふことになっております。すなわち、日本の自衛隊よりもさらに優先して米軍の方が行動ができるのです。かりに、緊急に行動する必要が兩方に出来た。そういたしますと、鉄道を使いたい、自衛隊も優先して使いたい、それよりもさらに米軍の方が優先して使えたいということになるのです。この日本の國內において對等であるべき、卑屈にならないでやりたいと思つてゐるこの二つの軍隊が、明らかに米軍優先という規定をお設けになつてゐるということは、一体どういう意味でしょう。

○藤山國務大臣 今の飛鳥田氏の地位協定の解釈は若干違ふようでございますので、条約局長から御説明をいたさせます。

○高橋（通）政府委員 ただいまの地位協定第七條でございますが、これは、前の行政協定と同文でございます。合衆國軍隊は、日本國政府の各省その他の機關に当該時に適用されてゐる条件よりも不利でない条件で、とございまして、その時々適用されてゐる条件よりも不利でない条件で利用することができるといふことと。

○飛鳥田委員 その次の優先……

○高橋（通）政府委員 その利用における優先権を持つてゐることは、利用及び優先権を持つてゐる場合は、また特別な恩恵がある場合にはそれによつて、とございまして、その各省その他の機關よりも、よりよい条件ではないといふふうには考えております。

○飛鳥田委員 これはおかしいことと、当然優先してと書いてある以上、その文字通りに解釈するのがあたりまえで、一般官庁が國民よりも優先して使える、その優先権と同じ優先権なんという、そういう説明はおかしいじゃないでしょうか。現に、それならボン協定あるいは米比協定、米英協定を言はなさい。ここには優先なんという言葉は一字も出てこないのです。日本のこの行政協定、そして今度新しくできる協定、この協定にだけ優先といふ

言葉が出てくるのであって、日本の官公庁である自衛隊よりもさらに優先して米軍がこれを利用できるということ、は、当然じゃないでしょうか。

○高橋(通)政府委員 この点は、先ほど申し上げましたように、各省及び機関に適用されている条件よりも不利でない条件、いわゆる最恵国待遇と申しますか、そういうことで、各省各機関並みに行なえばそれで十分であるという解釈になっておりまして、優先権におきまして、各省各機関が特別な優先権を持っておりすれば、その優先権並みには扱わなければならない、しかし、全部各省各機関に右へならえをして、それ以上の不利でない条件でありさえすれば十分であるというふうな解釈をいたしておりますので、この解釈で双方とも行なっておるわけでありす。

○飛鳥田委員 それなら、当然米英協定、米比協定のようにこの条文をお改めになる必要があったんじゃないか。米比協定、米英協定には、そういう言葉は一つも出てきません。お比べになつてごらんない。米英協定、米比協定には出てこないものがここに出てくる以上、当然私のような解釈をする以外に解釈の仕方がないじゃないですか。しかし、もうこれは議論になりません、時間もありませんから、あなたの方の曲がった解釈に対して、私は、あなたのために御忠告を申し上げる程度にとどめます。しかし、いずれにせよ、現実の事態が起こったときに、自衛隊と米軍とどっちが優先して使えるのですか。

○高橋(通)政府委員 この条文に従いますれば、自衛隊と全く同一の条件で

の利用を享有することができるようであります。

○飛鳥田委員 とにかく、そういう形で私たちは考えます。しかし、もう時間がありませんから次に移りますが、以上のような諸点を幾つか見ていただいても、日本とアメリカの両軍の間には主従の関係があり、現実には、向こうのガソリン、弾薬、こういうものによつてチェックされている、こういうふうな考えざるを得ないわけです。

次の問題に移ります。こうした自衛隊の性格をもつて行動をする場合、この行動は、当然アメリカに従属をせざるを得ないだろう、こう私は考えます。現に、その一つの事実として、私は、また防衛庁から一つの文書を出していただきたいと思います。それは、防衛庁で昭和三十一年十一月お作りになり、当時の陸幕長篠井竹雄陸将の名で出されたC B R作戦関係教範というものを一つ御提出をいただきたい、こう思うのですが、御承諾をいただけますか。

○赤城國務大臣 今のははっきりわかりませんが、参考のために訳したものはありますが、何か教範ということですが、今御指摘のような教範というのは、今、私記憶ありません。

○飛鳥田委員 C B R教範というものが現実存在している。Cはケミカルで、毒ガスです。Bはバクテリアで、細菌です。Rはラジオエーションで、放射能を意味します。この三つの作戦教範というものが、現に発行されている。全文二百五十六ページ、こういうものをあなた方は部隊にお配りになつていて、ところが、それを読んでもいけませんと、びっくりすることが出てきま

す。そういう点で、ぜひこれはお出しをいただきたいとございます。これを出していただくことによって、今までの、岸さんやあるいは長官がお答えになつてこられた御答弁は、すべてくつがえつてしまふんじゃないか、こう私は考えます。そして、自衛隊が何をもちろみ、何をたくらんでいるかが明らかになつてくるはずだと思ひますが、そういう意味でお出しをいただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 今御指摘のようなものは、持つておるかどうか調査いたしてみます。こういうものはあるんです。核兵器に関する外国文献ですが、アメリカの陸軍式幕僚大学の参考書がありまして、これがあつて、それを翻訳いたしました。核兵器の効果とか、放射能の測定、これに解説したもので、一部高級幹部に研究用に配付したものはあります。これと、今御指摘のものは一緒なんです。これならあります。

○飛鳥田委員 参考用としてではなしに、現実にお配りになつていられるものを私はいただきたいと思ひます。(今のものついでに出させろ)と呼ぶ者あり)今のも、ついでに出していただいてけつこうです。この中で、単に翻訳というふうにおつしやつておりますが、翻訳でない言葉がたくさん出てきますから、出していただければ、翻訳か翻訳でないかは明らかになると思ひます。たとえば、その中の一つを見ますと、こう書いてあります。「陸軍、海軍及び空軍は、C B R戦遂行のために、独立または統合的に編成される。統合幕僚会議議長は、これは日本のでしよう。統合幕僚会議議長は、毒

性物質を使用する戦争を遂行するための方針を決定して、陸海空各部隊に命令を発する。各部隊は、C B R戦の任務の遂行が全般的軍事達成のため必要とされる場合は、時と所とを問わず、いかなる場合もこれを使用しなければならぬ。こう書いてあります。すなわち、毒ガス、細菌、原子兵器、これらの「任務の遂行が全般的軍事達成のため必要とされる場合は、時と所とを問わず、いかなる場合もこれを使用しなければならぬ。こういうふう書いてあるわけです。今までのお説と全然違うわけです。そういう意味で、私たちは一驚せざるを得ない。しかも、この問題について、さらに目次を見ますと、今まで核兵器を使わないと言つていらつしたにもかかわらず、第十章、「攻撃におけるC B R戦術」、こういうのがあります。「攻撃におけるC B R戦術」これによりまして、敵陣突破作戦における原子兵器の使用には、敵陣との間に、百メートルごとに発煙筒を立てるなどということが書いてある。こういういろいろな問題について、非常に私たちとしては落ちないものが入つております。こういうものを現実には自衛隊はお使いになり、そして配つて、国会へ出てくると口をぬぐつて、原子兵器は入れません、海外派兵はいたしません、自衛隊のためだけにございませうとおつしやつても、これはひどいではないか。やはり私たちは、そういうあなたの方のやつていらつした事実を国民に見ていただけて、その上で判断をせよという点で、この点について皆さん方がこれを出していただけたらどうか、こういう点を

お答えいただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 大へん御独断のようでありまして、自衛隊といつたしましては、核兵器をもつて攻撃するような教範は持つておりません。ただいまお話を承つておりますと、多分これは外国文献を翻訳したものだと思ひます。先ほど申し上げましたのも外国文献の翻訳でありますから、統合幕僚監部なんというのはアメリカにもありますから、そういう翻訳だと私は思ひます。自衛隊本来のものではないと思ひます。なお、せっかくでございますから、お持ちでありますならば、どういうものであるかちょっとお見せ願ひすれば、なお私も、非常に都合がよろしゅうございます。

○飛鳥田委員 私は、出していただきたいということをお願いしておるのであつて、私の方からお見せをするなどということを申し上げてはおりません。当然自民党の側で、この問題は、おつしやるように出していただけて、政府の側で出していただけて、そして、その上で現実には私は議論を進めたい、こう考えるのであります。私たちはこの問題を見てきたのです。現物は持つておりません。(どこで見つけたか教えてやれ)と呼ぶ者あり)防衛庁の図書館で見て……、今おつしやつたように、そういう準備はしておりません、こういうことであります。が、一体自衛隊の教範というのは、はからずも赤城さんは自白をなすつたような感じがいたしますが、大部分の教範がアメリカ軍の翻訳なのです。だから、このC B R作戦教範も、あるいは相当部分、翻訳的な部分のありますことは私も認めます。しかし、現実にはこ

れは自衛隊の教範として作成をされ、配られている以上、この意図というものを、私たちは正しく判定しないわけにいかないのです。ともかくお出しをいただきます。

○赤城国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、防衛庁の教範は、当初は向こうのものを大部分参考にしましたが、今は自前で作っております。御指摘のような核兵器に関するものは、これは外国文献を翻訳いたしまして、参考に一部高級幹部に研究用に配付しております。これは、私今持っているのはあるのですが、今飛鳥田さんの言っているのはその前らしいのです。ですから、それはよく調査の上、出せるものなら出します。

○飛鳥田委員 それでは、一つお出しをいただいた上で私の話は進めさせていただく、こういうことに御了解をいただきます。

一応私の質問は、こういう幾つかの諸点を留保して、ここできめまします。

(拍手)

○小澤委員長 次会は、明二十日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

昭和三十五年四月二十日印刷

昭和三十五年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局